

大学機関別認証評価

自己評価書

令和4年6月

東京都立大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
領域 1	教育研究上の基本組織に関する基準	7
領域 2	内部質保証に関する基準	12
領域 3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	23
領域 4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	30
領域 5	学生の受入に関する基準	36
領域 6	教育課程と学習成果に関する基準	46
	基準の判断 総括表	46
	人文社会学部	47
	法学部	61
	経済経営学部	75
	理学部	89
	都市環境学部	103
	システムデザイン学部	117
	健康福祉学部	131
	人文科学研究科	145

[illegible]

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 東京都立大学
- (2) 所在地 東京都八王子市
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	人文社会学部、法学部、経済経営学部、理学部、都市環境学部、システムデザイン学部、健康福祉学部
大学院課程	人文科学研究科、法学政治学研究科、経営学研究科、理学研究科、都市環境科学研究科、システムデザイン研究科、人間健康科学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和4年5月1日現在）

学生数	学部6,817人、大学院2,200人
教員数	専任教員数：652人、助手数：2人

2 大学等の目的

- (1) 東京都立大学の目的

東京都立大学は、東京都における学術の中心として、東京圏の教育機関及び研究機関等と連携して、大都市における人間社会の理想像を追求することを使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、大都市の現実に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを目的とする。（東京都立大学学則第1条、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

①人文社会学部

人文社会学部は、人文学・社会科学諸領域の専門教育を通じて人間・社会・文化への深い洞察力・判断力を育て、地域社会においても国際社会においても自立した市民として生活していける力量を身につけることを目的とする。（東京都立大学人文社会学部規則第2条、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

②法学部

法学部は、法律学及び政治学における最先端の内容を教授研究し、学士(法学)にふさわしい高度の知識と応用力を身につけさせ、我が国の発展を牽引し得る専門家を養成することを目的とする。（東京都立大学法学部規則第2条、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

③経済経営学部

経済経営学部は、経済学及び経営学の最先端の内容を教授研究し、様々な問題解決能力を培い、それぞれの分野の学士にふさわしい高度の知識と応用力を身につけさせ、我が国の発展を牽引し得る専門家を養成することを目的とする。（東京都立大学経済経営学部規則第2条、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

④理学部

理学部は、自然科学に関する深い理解・知識及び論理的考え方・手法を教授研究し、問題解決能力を培い、広い視野を有し、理学を基盤として、社会における課題・情勢に対して、適切に対応できる能力を備えた人材を養成することを目的とする。（東京都立大学理学部規則第2条、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

⑤都市環境学部

都市環境学部は、都市の文化を継承・発展させつつ、安全・安心・快適な都市環境を持続的に発展・維持させるための学問体系を教授・研究し、都市環境を構成する人間、物質、エネルギー、情報、人工物及び自然の各要素を探究する能力を培い、都市環境の課題を発見し解決し得る先導的人材を養成することを目的とする。（東京都立大学都市環境学部規則第1条の2、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

⑥システムデザイン学部

システムデザイン学部は、ダイナミックな産業構造を持つ高度な知的社会の構築を使命とし、自然科学に主たる基礎を置く関連諸分野を横断的に複合・融合化するという理念のもと、機能と感性の両面からシステムを考える新しい知の体系を総合的に教授研究する。これにより、幅広い教養と豊かな知識を先進的なシステムデザインに応用する能力を培い、創造性豊かな技術者・研究者を養成することを目的とする。（東京都立大学システムデザイン学部規則第1条の2、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

⑦健康福祉学部

健康福祉学部は、活力ある長寿社会の構築に貢献することを理念として、保健医療に関する幅広い知識及び専門の学術を教授研究し、高い見識及び実践能力とともに豊かな人間性を備えた人材を育成し、保健医療の向上及び健康・福祉の増進に寄与できる保健医療職並びに専門分野における将来の指導者を育成することを目的とする。（東京都立大学健康福祉学部規則第1条の2、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

（2）東京都立大学大学院の目的

東京都立大学大学院は、広い視野に立って、専門分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを目的とする。（東京都立大学大学院学則第1条、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

①人文科学研究科博士前期課程

人文科学研究科博士前期課程は、広い視野に立って人文・社会諸科学の精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。（東京都立大学大学院学則第7条の2、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

②人文科学研究科博士後期課程

人文科学研究科博士後期課程は、人文・社会諸科学の各分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。（東京都立大学大学院学則第7条の2の2、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

③法学政治学研究科博士前期課程

法学政治学研究科博士前期課程は、広い視野に立って法律学及び政治学の精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。（東京都立大学大学院学則第7条の3、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

④法学政治学研究科博士後期課程

法学政治学研究科博士後期課程は、法律学及び政治学の各分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。（東京都立大学大学院学則第7条の3の2、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

⑤法学政治学研究科専門職学位課程

法学政治学研究科専門職学位課程は、法律学及び隣接諸科学を教授研究し、法律実務の能力を培い、法曹実務家を養成することを目的とする。（東京都立大学大学院学則第7条の3の3、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

⑥経営研究科博士前期課程

経営学研究科博士前期課程は、経営学、経済学及びファイナンスの分野において、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。（東京都立大学大学院学則第7条の4、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

⑦経営研究科博士後期課程

経営学研究科博士後期課程は、経営学、経済学及びファイナンスの分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。（東京都立大学大学院学則第7条の4の2、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

⑧理学研究科博士前期課程

理学研究科博士前期課程は、自然科学の広範な知識、考え方及び方法を教授研究し、研究能力と柔軟な問題解決能力や説明能力を培い、国際的視野を有し、創造力と応用力を備えた研究者、教育者及び技術者等を養成することを目的とする。（東京都立大学大学院学則第7条の5、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

⑨理学研究科博士後期課程

理学研究科博士後期課程は、自然科学の先端的な知識、考え方及び方法を教授研究し、自立して研究活動を行う研究能力と中長期的な課題の探索発見力を培い、国際的な牽引力を有し、卓越した創造力と応用力を備えた研究者、教育者及び技術者等を養成することを目的とする。（東京都立大学大学院学則第7条の5の2、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

⑩都市環境科学研究科博士前期課程

都市環境科学研究科博士前期課程は、都市の文化を継承・発展させながら、都市空間に居住する人間が豊かに生き生きと活動できる安全・安心・快適で美しい都市環境の下に持続的に発展し得る都市を構築する科学体系としての都市環境科学を教授研究し、都市環境を構成する人間、物質、エネルギー、情報、人工物及び自然の各要素を究理する方法論を修得させ、各要素間の相互作用を解析する能力を培い、都市の課題を発見し解決し得る先導的人材を養成することを目的とする。（東京都立大学大学院学則第7条の6、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

⑪都市環境科学研究科博士後期課程

都市環境科学研究科博士後期課程は、豊かで美しい都市環境の下に持続的に発展し得る都市を構築する為の科学体系としての都市環境科学を教授研究し、都市環境を構成する人間、物質、エネルギー、情報、人工物及び自然の各要素について、その存在密度や状態の空間的・時間的変化の観測と解析を基礎に、各要素間の相互作用を解明する能力を培い、任意の空間・時間における各要素の予測・設計・制御が可能となる方法論を究理し得る先導的な研究者及び高度技術者を養成することを目的とする。（東京都立大学大学院学則第7条の6の2、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

⑫システムデザイン研究科博士前期課程

システムデザイン研究科博士前期課程は、大規模なシステムが有する多様な問題の解決を目指し、システム及び要素に関する領域を科学的横断的に俯瞰し、数理的・論理的手法を主たる基盤として、人間的要素も視野に入れたシステムデザイン学を追求し、課題発見・解決型演習やインターンシップなどを通して実践的に実社会のニーズを捉える能力を培い、その成果を公開期末評価法により広い視野からの評価を行うことで、総合的観点からの問題解決と設計が可能な技術者及び研究者を養成することを目的とする。（東京都立大学大学院学則第7条の7、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

⑬システムデザイン研究科博士後期課程

システムデザイン研究科博士後期課程は、大規模なシステムが有する多様な問題の解決を目指し、システム及び要素に関する領域を科学的横断的に俯瞰し、数理的・論理的手法を主たる基盤として、人間的要素も視野に入れたシステムデザイン学を追求し、専門分野を異にする複数教員による公開期末評価を行い学位の品質を保証することで、国際的に通用する高度な技術者及び研究者を養成することを目的とする。（東京都立大学大学院学則第7条の7の2、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

⑭人間健康科学研究科博士前期課程

人間健康科学研究科博士前期課程は、実践的及び研究的な観点から人間健康科学を教授研究し、基礎的な研究遂行能力と幅広い教養及び深い専門知識を培い、高度実践的専門家及び研究者を育成することを目的とする。（東京都立大学大学院学則第7条の8、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

⑮人間健康科学研究科博士後期課程

人間健康科学研究科博士後期課程は、多角的な観点から人間健康科学を教授研究し、高度専門知識と国際的にも通用する自立した研究能力を培い、先端的研究者及び各分野の指導的人材を養成することを目的とする。（東京都立大学大学院学則第7条の8の2、<https://www.tmu.ac.jp/university/kyouikujouhoutop/legal-matters/kyouikumokuteki.html>）

3 特徴

東京都立大学は、平成17（2005）年4月、都立の4つの大学「東京都立大学」、「東京都立科学技術大学」、「東京都立保健科学大学」、「東京都立短期大学」が再編・統合して「首都大学東京」として開学した。世界有数の大都市である東京都における唯一の公立総合大学として、「大都市における人間社会の理想像の追求」を使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、教育研究機関や産業界等との連携を通じ、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、人間社会の向上・発展に寄与することを基本理念としている。この基本理念に基づき、都市教養学部、都市環境学部、システムデザイン学部及び健康福祉学部の4学部を設置し、首都東京の諸課題等の解決に貢献し、広く社会で活躍できる人材の育成に取り組んできた。

大学院については、統合前の大学の構成を引き継いで平成17（2005）年4月に開学し、平成18（2006）年度から、学術体系に沿った6研究科構成に再編した。

情報社会の急速な発展や少子高齢化、大規模災害リスクの増大など、社会を取り巻く環境は大きく変化し、高度化・複雑化した新たな課題を生み出している状況において、大学にはこれまで以上に高度な教育研究資源を結集し、課題解決に資する教育・研究を行うことが求められていた。このような背景から、本学が有する教育研究資源の集約及び先端分野の強化を図り、新たな時代要請に応える組織体制に再編成することとし、平成30（2018）年4月より、人文・社会系諸学、法律学・政治学、経営学・経済学、理学・工学、都市政策学の分野を有する既設の都市教養学部については、教育・研究の内容や育成する人材像がよりわかりやすく伝わるよう再編し、人文社会学部、法学部、経済経営学部、理学部の4学部を設置するとともに、工学及び都市政策学の分野をそれぞれシステムデザイン学部、都市環境学部へ統合・再構築した。

また、この新たな学部構成に合わせ、大学院の法学政治学研究科、経営学研究科、理学研究科の3研究科について再構築を行った。

更に令和2（2020）年4月より、本学が東京都立の大学であることをシンプルかつ明確に表現し、都民等に分かりやすく発信するとともに、東京都との連携を一層強化し、教育研究成果をこれまで以上に都政や都民に還元することで都立の大学としてのプレゼンスを高めていくため、大学の名称を「東京都立大学」とした。

東京都立大学（令和2（2020）年3月31日までは首都大学東京。以下同じ。）は開学からこれまで、学生と教員、そして教員同士が互いに近い人間関係の中で教育研究を行える強みを生かしながら、学生の能動的な学びの育成などに向けた教育改革、世界で戦える研究ピークの実現への支援、様々な施策展開につながる大都市の先端的課題に関する研究を通じた都との連携などの取組を進めてきた。一方、その間、情報社会の急速な発展や少子高齢化・大規模災害リスクの増大など、社会を取り巻く環境は大きく変化し、高度化・複雑化した新たな課題を生み出している。

第三期中期計画期間（平成29（2017）年度～令和4（2022）年度）は、こうした新たな課題の解決に貢献する人材を育成するために、「本物の考える力」を身につける教育を進化させるとともに、大都市の先端的課題の解決に資する研究を一層推進し、卓越した研究と質の高い教育の好循環を実現することを目指している。

そのために、そうした新たな時代要請に応える取組を効果的に行う基盤整備として、教育研究組織の再編成を行うとともに、本学の認知度を高め、より深く社会に貢献していくために、取組成果を積極的に発信している。

あわせて、学部及び大学院を通じて、豊かな教養・高度な専門性と社会への対応能力を備え、国際的にも通用する人材を育成するために、全学的なカリキュラムの再構築を行うなど教育改革を推進している。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会について、開催都市が設立した公立大学としての役割を強く認識し、スポーツの普及振興、ボランティアの支援拡充、教育を通じた大会の機運醸成及び学際的研究等の取組を行った。

更には第三期中期計画のその先を見据えた本学の将来展望を描くことが非常に重要であると考えたとともに、東京都が設置する大学として、他の国公立大学や私立大学にはない魅力を高めていく必要があることから、これまでの成果に立脚して、さらなる発展を目指していくために、令和2

（2020）年4月に概ね10年後となる令和12（2030）年における本学の将来像を「TMU Vision 2030～学問の力で、東京から世界の未来を拓く～」として示した。

このビジョンでは大学のあるべき将来像を描いたトップビジョンとして以下の3つを掲げるとともに、トップビジョンを具現化するための分野別ビジョンと戦略について示し、理想とする将来像に向け取組を推進することとしている。

◆大学のあるべき将来像を描いたトップビジョン

- 1 高度な研究力と質の高い教育の好循環
- 2 学び続ける力を有し、協働して新たな価値を創造できる人材の育成
- 3 多様な人々が集い、学び合う、開かれたキャンパス

◆分野別ビジョン

教 育：高度かつ多彩な教育プログラムにより「本物の考える力」を育成する大学

研 究：基礎から応用まで独自かつ世界水準の研究を展開する大学

社会貢献：学びや交流の場を広く提供し、地域と社会の活性化に貢献する大学

大学運営：多様性を尊重し、個と組織の能力が最大限に発揮される大学

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準 : 「該当なし」

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1－1－1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・ 自己評価書の「Ⅰ 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
	・ 前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第 2 号（その 1 の 1）基本計画書）		
	1-1-1-01 基本計画書（人文社会学部）		
	1-1-1-02 基本計画書（法学部）		
	1-1-1-03 基本計画書（経済経営学部）		
	1-1-1-04 基本計画書（理学部）		
	1-1-1-05 基本計画書（都市環境学部）		
	1-1-1-06 基本計画書（システムデザイン学部）		
	1-1-1-07 基本計画書（法学政治学研究科）		
	1-1-1-08 基本計画書（経営学研究科）		
	1-1-1-09 基本計画書（理学研究科）		
・ 共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【平成30（2018）年 4 月 学部・大学院の再編の経緯】 開学から10年余りが経過し、その間、情報社会の急速な発展や少子高齢化、大規模災害リスクの増大など、社会を取り巻く環境は大きく変化し、高度化・複雑化した新たな課題を生み出している。こうした状況の中、大学にはこれまで以上に高度な教育研究資源を結集し、課題解決に資する教育・研究を行うことが求められている。 このような背景から、本学が有する教育研究資源の集約及び先端分野の強化を図り、新たな時代要請に応える組織体制に再編成することとした。人文・社会系諸学、法律学・政治学、経営学・経済学、理学・工学、都市政策学の分野を有する既設の都市教養学部については、教育・研究の内容や育成する人材像がよりわかりやすく伝わるよう再編し、4学部を設置するとともに、工学及び都市政策学の分野をそれぞれシステムデザイン学部、都市環境学部へ統合・再構築した。また、この新たな学部構成に合わせ、大学院の3研究科についても再構築を行った。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 1－2－1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式 1		
	認証評価共通基礎データ様式		
[分析項目 1－2－2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1－2－2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 1－3－1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1－3－1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 東京都立大学学則	第4条	
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第3条～第5条	
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-03 東京都立大学法人組織規則	第4章（第20条の2～第33条）	
	・ 責任者の氏名が分かる資料		
[分析項目 1－3－2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	1-3-1-04 東京都立大学教育研究組織等人事一覧		
	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－3－2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 教授会等の運営規定等		
	1-3-1-01 東京都立大学学則	第9条, 第10条	再掲
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第8条, 第10条	再掲
	1-3-2-01 東京都立大学法科大学院規則	第3条～第5条	
	1-3-2-02 東京都立大学法人教授会規則		
	1-3-2-03 理学部及び理学研究科代議員会細則		
	1-3-2-04 理学部・理学研究科における教授会及び専攻長会議等の主な審議事項に関する申し合わせ		
	1-3-2-05 東京都立大学大学院都市環境科学研究科教授会施行細則		
	1-3-2-06 東京都立大学都市環境学部教授会施行細則		
	1-3-2-07 都市環境科学研究科及び都市環境学部代議員会施行細則		
	1-3-2-08 都市環境科学研究科及び都市環境学部人事教授会施行細則		
	1-3-2-09 都市環境科学研究科及び都市環境学部人事委員会施行細則		
	1-3-2-10 都市環境科学研究科及び都市環境学部教授会及び人事教授会の運営に関する申し合わせ		
	1-3-2-11 都市環境科学研究科・都市環境学部代議員会又は人事委員会での審議・議決をもって、都市環境科学研究科・都市環境学部教授会又は人事教授会の議決とする事項について		
	1-3-2-12 システムデザイン学部及びシステムデザイン研究科代議員会設置要綱		

[分析項目 1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	1-3-2-13 大学教育センター教授会運営方針		
	1-3-2-14 東京都立大学国際センター規則	第9条	
	1-3-2-15 国際センター教授会運営方針		
	1-3-2-16 東京都立大学学術情報基盤センター規則	第7条	
	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-3） 1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・運営規定等 1-3-3-01 東京都公立大学法人定款	第3章第2節（第20条～第23条）	
	1-3-3-02 東京都公立大学法人教育研究審議会規則 1-3-1-01 東京都立大学学則	第8条	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 東京都立大学における内部質保証に関する規程	第4条	
	2-1-1-02 東京都立大学内部質保証推進会議設置要綱		
	2-1-1-03 東京都立大学自己点検・評価委員会規程		
	2-1-1-04 東京都立大学自己点検・評価活動実施要綱		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	2-1-1-05 東京都立大学全学最終評価実施要綱		
	2-1-1-06 東京都立大学改善活動実施要綱		
	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-04 東京都立大学自己点検・評価活動実施要綱	第4条, 第5条	再掲
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	2-1-1-06 東京都立大学改善活動実施要綱	第2条	再掲
	・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）		
	・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-04 東京都立大学自己点検・評価活動実施要綱	第4条, 第5条	再掲
	2-1-1-06 東京都立大学改善活動実施要綱	第2条	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-04 東京都立大学自己点検・評価活動実施要綱	第6条	再掲
	2-1-1-05 東京都立大学全学最終評価実施要綱	第2条	再掲
	2-2-1-01 自己点検・評価活動の実施について(依頼)		
	2-2-1-02 質保証チェックシート(2021年度版)		
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧(別紙様式2-2-2)		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-04 東京都立大学自己点検・評価活動実施要綱	第6条2(2)	再掲
	2-1-1-05 東京都立大学全学最終評価実施要綱	第2条	再掲
	2-2-2-01 2021年度自己点検・評価実施依頼(自己点検・評価委員会資料から抜粋)		
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	2-2-2-02 東京都立大学教職課程委員会規程	第2条(4), 第5条の2(5)	
	・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧(別紙様式2-2-3)		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-04 東京都立大学自己点検・評価活動実施要綱	第6条2(2)	再掲
	2-1-1-05 東京都立大学全学最終評価実施要綱	第2条	再掲
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者(学生、卒業(修了)生、卒業(修了)生の主な雇用者等)から意見を聴取する仕組みを設けていること	2-2-2-01 2021年度自己点検・評価実施依頼(自己点検・評価委員会資料から抜粋)		再掲
	・ 意見聴取の実施時期、内容等一覧(別紙様式2-2-4)		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-04 東京都立大学自己点検・評価活動実施要綱	第6条2(1)	再掲
	2-2-4-01 東京都立大学全学共通科目に関する授業改善アンケート実施要綱		
	2-2-4-02 授業外学習時間アンケート実施要綱		
	2-2-4-03 卒業時の学修成果等アンケート実施要綱		
	2-2-4-04 法学部FD委員会規程(非公表)	第3条(2)	
	2-2-4-05 法学部専門教育科目に関する授業評価アンケート実施要綱(非公表)		
	2-2-4-06 法科大学院における授業評価アンケートに関する準則(非公表)		

	2-2-4-07 東京都立大学経済経営学部及び経営学研究科に関する授業改善アンケート実施要綱		
	2-2-4-08 東京都立大学理学部専門教育科目に関する授業改善アンケート実施要綱		
	2-2-4-09 東京都立大学大学院都市環境科学研究科及び都市環境学部の授業改善アンケート実施に関する内規		
	2-2-4-10 授業改善アンケートの集計及び結果の取扱いの詳細についての細則		
	2-2-4-11 東京都立大学システムデザイン学部における専門教育科目及び東京都立大学大学院システムデザイン研究科における専門科目に関する授業改善アンケート実施要綱		
	2-2-4-12 東京都立大学大学院システムデザイン研究科修了生アンケート調査実施要綱		
	2-2-4-13 東京都立大学健康福祉学部学生による授業改善アンケート実施要綱		
	2-2-4-14 健康福祉学部・人間健康科学研究科FD委員会部会が行う授業（専門科目）改善アンケートの取り扱いに関する内規		
	2-2-4-15 東京都立大学学生生活実態調査実施要綱		
	2-2-4-16 東京都立大学図書館に関するアンケート実施要綱		
	2-2-4-17 東京都立大学における卒業生・修了生の学習成果等に関する企業等へのアンケート調査実施要綱		
	2-2-4-18 卒業・修了生に対する就業状況調査実施要綱		
	2-2-4-19 東京都立大学入試に関するアンケート調査実施要綱		
	[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・ 検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）	
		2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧	
		・ 明文化された規定類	
		2-1-1-04 東京都立大学自己点検・評価活動実施要綱	第6条2(3), 3 再掲
		2-1-1-05 東京都立大学全学最終評価実施要綱	第2条 再掲
		2-1-1-06 東京都立大学改善活動実施要綱	第3条～第5条 再掲
	[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・ 実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）	
		2-2-6 実施の責任主体一覧	
		・ 明文化された規定類	
		2-1-1-05 東京都立大学全学最終評価実施要綱	第2条(3) 再掲
		2-1-1-06 東京都立大学改善活動実施要綱	第3条(1), 第4条(3), 第5条 再掲
	[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・ 明文化された規定類	
		2-1-1-05 東京都立大学全学最終評価実施要綱	第2条(1)ウ 再掲
		2-1-1-06 東京都立大学改善活動実施要綱	第4条(3), 第5条 再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-2-1-01 自己点検・評価活動の実施について（依頼）		再掲
	2-3-2-01 自己点検・評価活動のための継続的収集データ		
	2-3-2-02 2021年度自己点検・評価活動報告		
	2-3-2-03 東京都立大学教学IR委員会規程		
	2-3-2-04 東京都立大学教学IR推進室設置要綱		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	2-3-2-05 2021年度第1回教学IR委員会資料（非公表）		
	・該当する報告書等		
	2-3-3-01 Study+ vol.5～9		
	2-3-3-02 2021年度部局FD活動報告		
	2-3-3-03 講義のコツとポイント（理学部FD委員会）		
	2-3-3-04 2007～2018年度理学部授業改善アンケート結果（理学部FD委員会）		
	2-3-3-05 教員向け授業改善アンケート結果（理学部）		
	2-3-3-06 2021年度第4回理学部FD委員会議事要旨（非公表）		
	2-3-3-07 2021年度東京都立大学図書館本館利用者アンケート結果報告		
	・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目2-3-2】 本学においては、内部質保証の充実を目的とした取組として、大学機関別認証評価や公立大学法人評価で必要となるデータ等を継続的に収集した「自己点検・評価活動のための継続的収集データ」を毎年作成し自己点検・評価活動において活用している。また、継続的収集データの作成に関しては、本学の教学IRシステムを活用してデータの充実と収集の効率化を進めている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【活動取組2-3-A】 東京都立大学では、教育の質の更なる向上を図るため、教育に係る事項の計画立案、意思決定及び自己点検・評価等を情報提供により支援することを目的として教学IR推進室を設置し、様々な教学データの収集・分析・調査を行っている。これらの教学データは本学独自の教学IRシステム上に掲載され、収集データについては各種調査などに、分析結果については入試、教育、キャリア支援、その他業務においてエビデンスに基づく意思決定に活用されている。	2-3-A-01 教学システム掲載データ一覧（非公表）		
	2-3-A-02 オンライン授業アンケート報告書（学生・教員）（非公表）		
	2-3-A-03 2021年度卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	2-3-A-04 2019年度学生生活実態調査報告書		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組2-3-Aについて、教学IR推進室を設置し、様々なデータの収集・分析・調査により2022年3月末時点において300を超える教学データを蓄積している。これらの教学データは各種調査や教育に係る事項の意思決定等に活用されている。			
【改善を要する事項】			

基準2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
〔分析項目2－4－1〕 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・ 明文化された規定類		
	1-3-3-01 東京都公立大学法人定款	第20条, 第23条	再掲
	1-3-1-01 東京都立大学学則	第8条	再掲
	1-3-3-02 東京都公立大学法人教育研究審議会規則		再掲
	・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-01 首都大学東京教育研究審議会（第261回）会議次第（非公表）	審議事項(4)	
	2-4-1-02 教育研究組織の再編成に伴う学部等の設置について（非公表）		
	2-4-1-03 首都大学東京教育研究審議会（第261回）議事要録（非公表）	議題(4)	
	2-4-1-04 首都大学東京教育研究審議会（第280回）会議次第（非公表）	審議事項(2)	
	2-4-1-05 公立大学法人首都大学東京の規則の改正について（非公表）		
	2-4-1-06 首都大学東京教育研究審議会（第280回）議事要録（非公表）	審議事項(2)	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 東京都立大学法人教職員の任命等に関する規則（非公表）		
	2-5-1-02 東京都立大学法人人事委員会規則（非公表）		
	2-5-1-03 教員採用選考に関する要綱（非公表）		
	2-5-1-04 教員昇任選考等に関する要綱（非公表）		
	2-5-1-05 大学院教員審査実施要領（非公表）		
	2-5-1-06 教員の採用等に係る事務処理要領（非公表）		
	2-5-1-07 東京都立大学の学長裁量枠の教員採用手続について（通知）（非公表）		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-08 2021年度東京都立大学法人（東京都立大学）人事委員会次第（非公表）		
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-08 2021年度東京都立大学法人（東京都立大学）人事委員会次第（非公表）		再掲
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01 東京都立大学法人大学教員の評価に関する規程（非公表）		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-02 教員評価制度の概要について（2021年5月改訂版）（非公表）		
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-3-01 東京都立大学法人大学教員給与規則（非公表）		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-02 教員評価制度の概要について（2021年5月改訂版）（非公表）		再掲
	2-5-3-02 2021年度 年度評価本人通知の実施要領（非公表）		

[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		
[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	1-3-1-03 東京都立大学法人組織規則	第34条	再掲
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01 技術職員配置状況		
	2-5-5-02 図書館専門職員配置状況		
	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料		
[分析項目2-5-6] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		再掲
	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）		
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
	2-5-6-01 東京都立大学ティーチング・アシスタント（TA）ハンドブック2022		
	2-5-6-02 2021年度TA初任者研修ポスター		
	2-5-6-03 2021年度TAスキルアップセッションポスター		
	2-5-6-04 レファレンス研修（テーマ別研修）「東京情報」の実施について		
【特記事項】	2-5-6-05 学術コミュニケーションセミナー（月刊JPCOAR）		
	2-5-6-06 図書館等職員著作権実務講習会		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

 : 「該当なし」

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・ 直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01 2021年度年度財務諸表		
	・ 上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02 2021年度独立監査人の監査報告書（非公表）		
[分析項目 3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・ 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式 3-1-2）		
	3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・ 分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01 決算が乖離した理由を記載した書類（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 3－2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 3－2－1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・ 管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-3-01 東京都公立大学法人定款	第3章第1節(第16条～第23条)	再掲
	3-2-1-01 東京都公立大学法人経営審議会規則		
	1-3-3-02 東京都公立大学法人教育研究審議会規則		再掲
	・ 大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	1-3-3-01 東京都公立大学法人定款	第9条～第10条, 第12条	再掲
	1-3-1-03 東京都公立大学法人組織規則	第20条の2, 第22条	再掲
	・ 役職者の名簿		
[分析項目 3－2－2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	1-3-1-04 東京都立大学教育研究組織等人事一覧		再掲
	・ 法令遵守事項一覧（別紙様式 3－2－2） ・ 危機管理体制等一覧（別紙様式 3－2－2）		
3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 3－3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 3－3－1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・ 事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目 2－5－5 教育支援者を含む。））（別紙様式 3－3－1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・ 根拠となる規定類		
	1-3-1-03 東京都公立大学法人組織規則	第5条～第6条、 第34条	再掲
	・ 事務組織の組織図		
	3-3-1-01 2022年度東京都公立大学法人事務組織図		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 3－4－1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・ 教職協働の状況（別紙様式 3－4－1）		
	3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目 3－4－2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・ SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 3－4－2）		
	3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	3-5-1-01 東京都公立大学法人監事監査規則		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-02 2021年度監事監査計画書（非公表）		
	3-5-1-03 2021年度監事監査（業務監査）報告書		
	3-5-1-04 2021年度監事監査（決算監査）報告書		
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 2021年度監査計画概要書（非公表）		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
	3-1-1-02 2021年度独立監査人の監査報告書（非公表）		再掲
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-5-3-01 東京都公立大学法人における内部統制に関する規程		
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-01 東京都公立大学法人における内部統制に関する規程	第8条～第10条	再掲
	3-5-3-02 東京都公立大学法人内部会計監査規程		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-03 2021年度内部監査実施報告＜通期＞（非公表）		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	3-5-3-04 2021年度内部監査（災害等に係る諸対応）実施結果報告書（非公表）		
	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 2021年度監事と監査法人のディスカッション（三様監査連絡会）		
	3-5-4-02 2021年度会計監査人監査期中報告会及び三様監査連絡会		
	3-5-4-03 2021年度会計監査人期中報告会及び三様監査連絡会 議事メモ		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3－6－1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・ 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3－6－1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1		
	認証評価共通基礎データ様式		再掲
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1）		
	4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
	4-1-2 附属施設等一覧		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
	4-1-4-01 令和3年度学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 令和3年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編）【本館】		
	4-1-5-02 令和3年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編）【日野館】		
	4-1-5-03 令和3年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編）【荒川館】		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）		
	4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）		
	4-2-1 相談・助言体制等一覧		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料		
	4-2-1-01 東京都立大学健康支援センター設置要綱		
	4-2-1-02 「学生相談室」利用案内		
	4-2-1-03 「保健室」利用案内		
	4-2-1-04 東京都立大学就職相談員設置要綱		
	4-2-1-05 「キャリア相談」利用案内		
	4-2-1-06 ハラスメント相談窓口		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	4-2-1-07 東京都立大学法人ハラスメント防止委員会規程		
	4-2-1-08 東京都立大学法人におけるハラスメント防止のための基本方針		
	4-2-1-09 東京都立大学法人ハラスメントの事案の解決に関する規程		
	4-2-1-10 相談員等に関する細則		
	4-2-1-11 調査チームに関する細則		
	4-2-1-12 再調査チームに関する細則		
	4-2-1-13 ハラスメントに関する事案解決手続について		
	4-2-1-14 ハラスメント相談窓口（相談員一覧）		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	4-2-1-02 「学生相談室」利用案内		再掲
	4-2-1-03 「保健室」利用案内		再掲
	4-2-1-05 「キャリア相談」利用案内		再掲
	4-2-1-15 大学案内2022（抜粋 p.145）		
	4-2-1-16 相談したいとき（対人関係・心の相談・その他学生生活に関する相談）		
	4-2-1-17 学生相談室2021年後期の開室時間と相談方法について		
	4-2-1-18 ハイブリッドでランチタイムカフェ		
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
	4-2-1 相談・助言体制等一覧		再掲

[分析項目 4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式 4-2-2）		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目 4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式 4-2-3）		
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
	4-2-3-01 大学案内2022（抜粋 p.122-123）		
	4-2-3-02 大学案内・大学院案内2022（英語版）	p. 40	
	4-2-3-03 留学生ハンドブック2021	p. 23, p. 57	
	4-2-3-04 留学生相談室へようこそ		
	4-2-3-05 国際センター留学生相談室ポスター		
[分析項目 4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式 4-2-4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
[分析項目 4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式 4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 奨学金		
	4-2-5-02 東京都立大学博士後期課程研究奨励奨学金		
	4-2-5-03 東京都立大学大学院生支援奨学金		
	4-2-5-04 民間・地方公共団体奨学金		
	4-2-5-05 経済支援制度について		
	4-2-5-06 大学案内2022（抜粋 p.146-147）		
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-07 2021年度日本学生支援機構奨学金等利用実績		
	4-2-5-08 2021年度東京都立大学学生支援実績報告		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-09 東京都立大学博士後期課程研究奨励奨学金実施要綱		
	4-2-5-10 東京都立大学博士後期課程研究奨励奨学生選考等に関する実施細則（非公表）		
	4-2-5-11 東京都立大学法人大学院生支援奨学金要綱（非公表）		

4-2-5-12 東京都立大学大学院生支援奨学金実施要領		
4-2-5-13 2021年度大学独自の奨学金支給状況（非公表）		
4-2-5-08 2021年度東京都立大学学生支援実績報告		再掲
・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
4-2-5-14 東京都立大学入学料減免取扱要綱（非公表）		
4-2-5-15 東京都立大学入学料減免取扱要綱実施細目（非公表）		
4-2-5-16 東京都立大学日本人学生等の経済的理由等による授業料減免取扱要綱		
4-2-5-17 東京都立大学日本人学生等の経済的理由等による授業料減免取扱要綱実施細目		
4-2-5-18 東京都立大学留学生授業料減免取扱要綱		
4-2-5-19 東京都立大学留学生授業料減免取扱要綱実施細目		
4-2-5-20 東京都立大学授業料分納取扱要綱		
4-2-5-21 入学料減免、授業料減免・分納		
4-2-5-22 本学独自の授業料減免・分納制度について		
4-2-5-23 高等教育の修学支援新制度に基づく授業料減免について		
4-2-5-05 経済支援制度について		再掲
4-2-5-24 2021年度授業料等減免状況（非公表）		
4-2-5-08 2021年度東京都立大学学生支援実績報告		再掲
・学生寄宿舍を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
4-2-5-25 学生寮施設概要		
4-2-5-26 2021年度学生寮利用実績		
・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【活動取組4－2－A】大学独自の授業料減免制度 東京都立大学では、授業料を減額又は免除する独自の制度を設置している。 この制度を活用して、日本学生支援機構「高等教育の修学支援新制度」の授業料減免制度に上乗せして支援をしており、「高等教育の修学支援新制度」ではⅡ・Ⅲ区分の学生は減免額が調整されるところ、Ⅱ・Ⅲ区分の学生も東京都立大学の免除基準に該当するため、給付奨学生であれば、区分に関わらず授業料を全額免除している。	4-2-A-01 学費で、進学をあきらめない。ー東京都立大学の授業料減免制度のご案内ー		
【活動取組4－2－B】提案公募方式の課外活動支援制度 課外活動の活性化や大学の知名度・ブランド力の向上を目的として、精力的に活動している課外活動団体への支援を実施。当制度を活用した2団体が鳥人間コンテスト2021の2部門でそれぞれ優勝した。	4-2-B-01 提案公募方式による課外活動支援制度（案内・募集要項）		
	4-2-B-02 【メトロノワ】祝！鳥人間コンテスト2021 人カプロペラ機部門優勝！5年分の挑戦が成し遂げた悲願の勝利 - 東京都立大学公式WEBマガジン		
	4-2-B-03 【メトロノワ】祝！鳥人間コンテスト2021 滑空機部門優勝！たゆまぬ努力で掴んだ勝利 - 東京都立大学公式WEBマガジン		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組4－2－Aについて、本学独自の授業料減免制度を設けることで、日本学生支援機構「高等教育の修学支援新制度」でⅡ・Ⅲ区分となり授業料が全額免除にならない学生に対しても、本学独自の授業料免除制度を活用することで全額免除とすることができるという、大変手厚い支援を実施している。			
・活動取組4－2－Bについて、提案公募方式の課外活動支援制度を設け、精力的に活動している課外活動団体へ支援を行っている。この支援を制度を活用した課外活動団体2団体が、鳥人間コンテスト2021において2部門で優勝するなど成果を上げている。			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準 : 「該当なし」

基準5－1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5－1－1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・ 学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 アドミッション・ポリシー（人文社会学部）		
	5-1-1-02 アドミッション・ポリシー（法学部）		
	5-1-1-03 アドミッション・ポリシー（経済経営学部）		
	5-1-1-04 アドミッション・ポリシー（理学部）		
	5-1-1-05 アドミッション・ポリシー（都市環境学部）		
	5-1-1-06 アドミッション・ポリシー（システムデザイン学部）		
	5-1-1-07 アドミッション・ポリシー（健康福祉学部）		
	5-1-1-08 アドミッション・ポリシー（人文科学研究科）		
	5-1-1-09 アドミッション・ポリシー（法学政治学研究科）		
	5-1-1-10 アドミッション・ポリシー（経営学研究科）		
	5-1-1-11 アドミッション・ポリシー（理学研究科）		
	5-1-1-12 アドミッション・ポリシー（都市環境科学研究科）		
	5-1-1-13 アドミッション・ポリシー（システムデザイン研究科）		
	5-1-1-14 アドミッション・ポリシー（人間健康科学研究科）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	5-2-1-01 東京都立大学学部入学者選考規則（非公表）		
	5-2-1-02 東京都立大学入試委員会規程（非公表）		
	5-2-1-03 東京都立大学多様な選抜に関する規則（非公表）		
	5-2-1-04 東京都立大学助産学専攻科入学者選考規則（非公表）		
	5-2-1-05 東京都立大学学士の学部入学に関する規則（非公表）		
	5-2-1-06 東京都立大学大学院入学志願者選考規則（非公表）		
	5-2-1-07 東京都立大学大学院転入学規則（非公表）		
	5-2-1-08 人文社会学部 一般推薦入試委員会資料（人間社会学科・人文学科）（非公表）		
	5-2-1-09 人文社会学部 特別選抜入試委員役割分担表（非公表）		
	5-2-1-10 人文社会学部 一般選抜（前期）小論文「採点委員」選出方法（非公表）		
	5-2-1-11 理学部入試委員会の役割（非公表）		
	5-2-1-12 理学部入試関係委員会の組織（非公表）		
	5-2-1-13 全学入試部会と都市環境学部入試部会との関係について（非公表）		
	5-2-1-14 都市環境学部多様な入試実施部会員名簿（非公表）		
	5-2-1-15 法学政治学研究科 法科大学院入試 第1次選抜実施体制（非公表）		
	5-2-1-16 法学政治学研究科 法科大学院入試 第2次選抜実施体制（非公表）		
	5-2-1-17 理学研究科大学院入学志願者選考委員会委員名簿（非公表）		
	5-2-1-18 都市環境科学研究科 大学院入試に係る内規一式（非公表）		
	5-2-1-19 都市環境科学研究科大学院入学志願者選考委員会入試実施部会・制度検討部会名簿（非公表）		
	5-2-1-20 都市環境科学研究科 大学院入学試験分担表（非公表）		
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-21 2022年度第2次学力試験（前期・後期日程）朝の時程（非公表）		
	5-2-1-22 2022年度第2次学力試験（前期・後期日程）総本部要領（非公表）		
	5-2-1-23 2022年度第2次学力試験（前期・後期日程）本部員要領（整理係）（非公表）		

5-2-1-24 2022年度第2次学力試験（前期・後期日程）本部員要領（入構・警備）（非公表）		
5-2-1-25 2022年度第2次学力試験（前期・後期日程）監督要領（非公表）		
5-2-1-26 2022年度第2次学力試験（前期・後期日程）繰り下げマニュアル（非公表）		
5-2-1-27 2022年度第2次学力試験（前期・後期日程）事故受付要領（非公表）		
5-2-1-28 2022年度第2次学力試験（前期・後期日程）緊急対応マニュアル（非公表）		
5-2-1-29 2022年度第2次学力試験（前期・後期日程）緊急対応マニュアル（監督員）（非公表）		
5-2-1-30 2022年度第2次学力試験（前期・後期日程）緊急対応マニュアル（監督員・入構・警備係）（非公表）		
5-2-1-31 2022年度第2次学力試験（前期・後期日程）緊急対応マニュアル（緊急地震速報編）（非公表）		
5-2-1-32 指定校推薦入試実施の流れ（全学部）（非公表）		
5-2-1-33 多様な入試における緊急時の対応について（全学部）（非公表）		
5-2-1-34 一般推薦入試実施の流れ（人文社会・理・都市環境・システムデザイン・健康福祉学部）（非公表）		
5-2-1-35 グローバル人材育成入試実施の流れ（人文社会・経済経営・都市環境・システムデザイン学部）（非公表）		
5-2-1-36 社会人入試実施の流れ（人文社会・理・健康福祉学部）（非公表）		
5-2-1-37 人文社会学部 多様な入試 実施シフト（非公表）		
5-2-1-38 人文社会学部 多様な入試 実施のポイント（非公表）		
5-2-1-39 人文社会学部 多様な入試 一般推薦入試実施の流れ（非公表）		
5-2-1-40 人文社会学部 多様な入試 小論文試験監督上の注意事項等（非公表）		
5-2-1-41 チャレンジ入試実施の流れ（法学部）（非公表）		
5-2-1-42 法学部 多様な入試 実施シフト（非公表）		
5-2-1-43 高校特定型特別推薦入試実施の流れ（経済経営・健康福祉学部）（非公表）		
5-2-1-44 経済経営学部 多様な入試 実施シフト（非公表）		
5-2-1-45 経済経営学部 多様な入試 小論文試験監督上の注意事項等（非公表）		
5-2-1-46 ゼミナール入試実施の流れ（理・都市環境・健康福祉学部）（非公表）		
5-2-1-47 科学オリンピック入試実施流れ（理・都市環境・システムデザイン学部）（非公表）		
5-2-1-48 SAT／ACT・IB入試実施の流れ（生命科学科）（非公表）		
5-2-1-49 理学部 一般推薦入試 実施要領（非公表）		

5-2-1-50 理学部 一般推薦入試 監督員要領（非公表）		
5-2-1-51 理学部 ゼミナール入試 実施要領（非公表）		
5-2-1-52 理学部 指定校推薦入試・科学オリンピック入試 実施要領（非公表）		
5-2-1-53 理学部 SAT／ACT・IB入試 実施要領（非公表）		
5-2-1-54 理学部 社会人入試 実施要領（非公表）		
5-2-1-55 理学部 社会人入試 監督員要領（非公表）		
5-2-1-56 理学部 編入学試験 実施要領（非公表）		
5-2-1-57 理学部 学士入学試験 実施要領（非公表）		
5-2-1-58 研究室探検入試実施の流れ（都市環境学部）（非公表）		
5-2-1-59 都市環境学部 多様な入試 推薦入試等実施要領（非公表）		
5-2-1-60 都市環境学部 多様な入試 小論文監督員・面接誘導員要領（非公表）		
5-2-1-61 都市環境学部 指定校推薦入試 面接誘導員要領（非公表）		
5-2-1-62 都市環境学部 ゼミナール入試 実施要領（非公表）		
5-2-1-63 都市環境学部 研究室探検入試 実施要領（非公表）		
5-2-1-64 都市環境学部 編入学試験 実施要領（非公表）		
5-2-1-65 都市環境学部 編入学試験 監督員要領（非公表）		
5-2-1-66 都市環境学部 編入学試験 面接誘導員要領（非公表）		
5-2-1-67 都立工業高校等特別推薦入試実施の流れ（システムデザイン学部）（非公表）		
5-2-1-68 システムデザイン学部 多様な入試 実施要領（非公表）		
5-2-1-69 システムデザイン学部 多様な入試 監督要領（非公表）		
5-2-1-70 システムデザイン学部 多様な入試 監督員進行表（非公表）		
5-2-1-71 システムデザイン学部 多様な入試 誘導員の注意事項（非公表）		
5-2-1-72 システムデザイン学部 特別選抜 実施要領（非公表）		
5-2-1-73 システムデザイン学部 特別選抜 監督誘導員の注意事項（非公表）		
5-2-1-74 システムデザイン学部 編入学試験 実施要領（非公表）		
5-2-1-75 システムデザイン学部 編入学試験 監督要領（非公表）		
5-2-1-76 システムデザイン学部 編入学試験 監督員進行表（非公表）		
5-2-1-77 システムデザイン学部 編入学試験 監督誘導員の注意事項（非公表）		
5-2-1-78 健康福祉学部 多様な入試 関係者資料（非公表）		
5-2-1-79 健康福祉学部 ゼミナール入試 関係者資料（非公表）		

5-2-1-80 人文科学研究科 大学院入試（博士前期・後期課程） 入試実施要領（非公表）		
5-2-1-81 法学政治学研究科 大学院入試（2月） 入試実施要領（非公表）		
5-2-1-82 法学政治学研究科 大学院入試（2月） 入試監督員要領（非公表）		
5-2-1-83 法学政治学研究科 大学院入試（2月） タイムスケジュール（非公表）		
5-2-1-84 法学政治学研究科 大学院入試（2月） 試験会場配置図（非公表）		
5-2-1-85 法学政治学研究科 大学院入試（2月） 災害時の対応について（非公表）		
5-2-1-86 法学政治学研究科 法科大学院入試 第1次選抜試験監督員・本部員要領（非公表）		
5-2-1-87 経営学研究科 大学院入試（博士前期・後期課程） 入試監督者要領（非公表）		
5-2-1-88 経営学研究科 大学院入試（博士前期・後期課程） タイムスケジュール（教授会資料）（非公表）		
5-2-1-89 経営学研究科 大学院入試（博士前期・後期課程） 災害発生時等の対応について（非公表）		
5-2-1-90 経営学研究科 大学院入試 職員マニュアル（非公表）		
5-2-1-91 理学研究科 博士前期課程入学試験（夏季入試） 実施要領（非公表）		
5-2-1-92 理学研究科 博士前期課程入学試験（冬季入試） 実施要領（非公表）		
5-2-1-93 理学研究科 博士後期課程入学試験（10月入学） 実施要領（非公表）		
5-2-1-94 理学研究科 大学院入学試験（夏季入試） 監督要領（非公表）		
5-2-1-95 都市環境科学研究科 大学院入学試験（夏季入試） 実施要領（非公表）		
5-2-1-96 都市環境科学研究科 大学院入学試験（夏季入試） 監督要領（非公表）		
5-2-1-97 都市環境科学研究科 大学院入学試験（夏季入試） 監督員進行表（非公表）		
5-2-1-98 都市環境科学研究科 地理環境学域 大学院入試実施要領（非公表）		
5-2-1-99 システムデザイン研究科 大学院入試（夏季） 実施要領（非公表）		
5-2-1-100 システムデザイン研究科 大学院入試（夏季） 監督要領（非公表）		
5-2-1-101 システムデザイン研究科 大学院入試（夏季） 監督員進行表（非公表）		
5-2-1-102 システムデザイン研究科 大学院入試（冬季） 実施要領（非公表）		
5-2-1-103 システムデザイン研究科 大学院入試（冬季） 監督要領（非公表）		
5-2-1-104 システムデザイン研究科 大学院入試（冬季） 監督員進行表（非公表）		
5-2-1-105 システムデザイン研究科 10月入学(博士後期課程) 実施要領（非公表）		
5-2-1-106 システムデザイン研究科 「都市外交人材育成基金」外国人留学生特別選抜（10月入学） 出願受付簿兼実施要領（非公表）		
5-2-1-107 人間健康科学研究科 看護科学域 選抜試験選抜内規（非公表）		

5-2-1-108 人間健康科学研究科 理学療法科学域 選抜試験内規（非公表）		
5-2-1-109 人間健康科学研究科 作業療法科学域 選抜試験内規（非公表）		
5-2-1-110 人間健康科学研究科 放射線科学域 選抜試験選抜内規（非公表）		
5-2-1-111 人間健康科学研究科 フロンティアヘルスサイエンス学域 選抜試験内規（非公表）		
5-2-1-112 人間健康科学研究科 ヘルスプロモーションサイエンス学域 入試選抜方法（非公表）		
5-2-1-113 人間健康科学研究科 大学院入試（夏季） 関係者資料（非公表）		
5-2-1-114 人間健康科学研究科 大学院入試（冬季） 関係者資料（非公表）		
・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
5-2-1-115 多様な選抜 面接質問注意事項（学部共通）（非公表）		
5-2-1-116 人文社会学部 一般選抜・特別選抜 小論文科目別出題方針及び採点・評価基準（非公表）		
5-2-1-117 人文社会学部 多様な入試 一般推薦入試面接要領（非公表）		
5-2-1-118 人文社会学部 多様な入試 指定校推薦入試共通の質問（非公表）		
5-2-1-119 人文社会学部 多様な入試 判定基準（非公表）		
5-2-1-120 経済経営学部 多様な入試 各入試区分における判定基準及び採点表（非公表）		
5-2-1-121 経済経営学部 多様な入試 グローバル人材育成入試面接質問集（非公表）		
5-2-1-122 理学部 特別選抜 第2次選抜（面接）実施要領（非公表）		
5-2-1-123 都市環境学部 特別選抜 第2次選抜（面接）実施要領（非公表）		
5-2-1-124 都市環境学部 都市基盤環境学科 推薦入試 面接試験要領（非公表）		
5-2-1-125 都市環境学部 建築学科 多様な入試 口頭試問資料（非公表）		
5-2-1-126 都市環境学部 環境応用化学科 多様な入試 実施要領（非公表）		
5-2-1-127 都市環境学部 観光科学科 多様な入試 入試実施に関する申し合わせ（非公表）		
5-2-1-128 都市環境学部 都市政策科学科 グローバル人材育成入試 面接資料（非公表）		
5-2-1-129 システムデザイン学部 特別選抜 面接要領（非公表）		
5-2-1-130 システムデザイン学部 編入学試験 面接要領（非公表）		
5-2-1-131 2022年度第2次学力試験（前期・後期日程）面接員・誘導員要領（健康福祉学部）（非公表）		
5-2-1-132 法学政治学研究科 法科大学院入試 第2次選抜面接試験（口頭試問）実施要領（非公表）		

5-2-1-133 法学政治学研究科 法科大学院入試 3年履修課程面接事項（非公表）		
5-2-1-134 法学政治学研究科 法科大学院入試 2年履修課程面接事項（非公表）		
5-2-1-135 経営学研究科 大学院入試（博士前期・後期課程） 面接実施要領（非公表）		
5-2-1-136 理学研究科 博士後期課程入学試験（冬季入試） 「口述試験」実施要領（非公表）		
5-2-1-98 都市環境科学研究科 地理環境学域 大学院入試実施要領（非公表）		再掲
5-2-1-137 都市環境科学研究科 都市基盤環境学域 大学院入学試験（夏季入試） 面接要領（非公表）		
5-2-1-138 都市環境科学研究科 建築学域 大学院入学試験（夏季入試） 面接に係る資料（非公表）		
5-2-1-139 都市環境科学研究科 環境応用化学域 大学院入試実施要領（非公表）		
5-2-1-140 都市環境科学研究科 観光科学域 多様な入試 入試実施に関する申し合わせ（非公表）		
5-2-1-141 都市環境科学研究科 都市政策科学域 大学院面接試験実施手順（非公表）		
5-2-1-142 都市環境科学研究科 都市外交人材育成基金特別選抜 選考に係る資料（非公表）		
5-2-1-143 システムデザイン研究科 大学院入試（夏季冬季共通） 面接要領（非公表）		
5-2-1-107 人間健康科学研究科 看護科学域 選抜試験選抜内規（非公表）		再掲
5-2-1-108 人間健康科学研究科 理学療法科学域 選抜試験内規（非公表）		再掲
5-2-1-109 人間健康科学研究科 作業療法科学域 選抜試験内規（非公表）		再掲
5-2-1-110 人間健康科学研究科 放射線科学域 選抜試験選抜内規（非公表）		再掲
5-2-1-111 人間健康科学研究科 フロンティアヘルスサイエンス学域 選抜試験内規（非公表）		再掲
5-2-1-112 人間健康科学研究科 ヘルスプロモーションサイエンス学域 入試選抜方法（非公表）		再掲
・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
5-2-1-144 2022年度入試制度改正 東京都立大学（非公表）		

【分析項目 5-2-2】 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	5-2-2-01 東京都立大学 アドミッション・センター設置要綱（非公表）		
	5-2-2-02 第23回アドミッション・センター拡大会議 次第・資料（非公表）		
	5-2-2-03 第28回アドミッション・センター拡大会議 次第・資料（非公表）		
	5-2-2-04 人文社会学部 第1回、第2回入試改革WG教授会報告資料（非公表）		
	5-2-2-05 人文社会学部 第3回入試WG委員会教授会報告資料（非公表）		
	5-2-2-06 人文社会学部 第4回入試WG委員会教授会報告資料（非公表）		
	5-2-2-07 人文社会学部 第5回入試WG委員会教授会報告資料（非公表）		
	5-2-2-08 システムデザイン学部 入試制度検討委員会次第（非公表）		
	5-2-2-09 理学研究科大学院入学志願者選考委員会資料（非公表）		
	5-2-2-10 都市環境科学研究科大学院入学志願者選考委員会入試実施部会議事録（非公表）		
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-2-11 公立大学実態調査票 入学者選抜方法変更調（平成31年度～令和3年度入試）（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目5－3－1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式		再掲
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
	5-3-1-1 定員充足率適正化に向けた法曹養成専攻の取組（非公表）		
	5-3-1-2 東京都立大学法科大学院入試説明会チラシ		
	5-3-1-3 【明治学院大学学生向け】東京都立大学法科大学院入試説明会チラシ		
	5-3-1-4 入試併願の案内（ウェブサイト抜粋）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目5－3－1] 経営学専攻博士後期課程は入学定員が5名のため、入学者一人当たりの入学定員充足率の影響が大きい。近年は優秀な志願者が多く、入学辞退者数などを総合的に判断して合格者を決定しているが、結果として入学定員充足率を大幅に上回る状況となった。今後はより一層入学定員数を考慮した適切な運用を行う。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たさない			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
[分析項目5－3－1] 経営学研究科経営学専攻博士後期課程において、入学定員に対する平均比率（5年間平均）が1.3倍を超過している。 法学政治学研究科法曹養成専攻において、入学定員に対する平均比率（5年間平均）が0.7倍未満となっている。			

領域6 基準の判断 総括表

東京都立大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6－1	基準 6－2	基準 6－3	基準 6－4	基準 6－5	基準 6－6	基準 6－7	基準 6－8	備考
01	人文社会学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
02	法学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
03	経済経営学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
04	理学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
05	都市環境学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
06	システムデザイン学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
07	健康福祉学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
08	人文科学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
09	法学政治学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
10	経営学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
11	理学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
12	都市環境科学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
13	システムデザイン研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
14	人間健康科学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (01)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（人間社会学科）		
	6-1-1-02 (01)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（人文学科）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-1-1-01 (01)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（人間社会学科）		再掲
	6-1-1-02 (01)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（人文学科）		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (01)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（人間社会学科）		再掲
	6-1-1-02 (01)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（人文学科）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-1-1-01 (01)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（人間社会学科）		再掲
	6-1-1-02 (01)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（人文学科）		再掲
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 5～7, p. 13～44, p. 75～117	
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-1-1-01 (01)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（人間社会学科）		再掲
	6-1-1-02 (01)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（人文学科）		再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）		
	6-3-2-01 (01)2022年度シラバス（人間社会学科）		
	6-3-2-02 (01)2022年度シラバス（人文学科）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-01 東京都立大学学則	第43条～第45条	再掲
	6-3-3-01 (00)東京都立大学既修得単位の認定に関する規則		
	6-3-3-02 (00)東京都立大学他大学等の授業科目の履修及び大学以外の教育施設等における学修に関する規則		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		

【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）		再掲
	6-3-2-01 (01)2022年度シラバス（人間社会学科）		再掲
	6-3-2-02 (01)2022年度シラバス（人文学科）		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-4-2-01 (00)シラバス作成のガイドライン（2021年10月発行）（非公表）		
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）（CSV）		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	6-4-3-01 (01)2022年度シラバス（人文社会学部）（CSV）		
	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）		再掲
	6-3-2-01 (01)2022年度シラバス（人間社会学科）		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	6-3-2-02 (01)2022年度シラバス（人文学科）		再掲
	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること			
	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)現場体験型インターンシップシラバス		
	6-5-3-02 (00)現場体験型インターンシップ評価基準（非公表）		
	6-5-3-03 (00)現場体験型インターンシップ実習概要（非公表）		
	6-5-3-04 (00)現場体験型インターンシップテキスト（非公表）		
	6-5-3-05 (00)現場体験型インターンシップ実習録（非公表）		
	6-5-3-06 (00)2021年度現場体験型インターンシップ実施報告		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生ハンドブック2021	p. 11	
	6-5-4-02 (00)留学生向けチューター利用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00)留学生向け日本語授業シラバス（前期）		
	6-5-4-04 (00)留学生向け日本語授業時間割（前期）		
	6-5-4-05 (00)留学生向け日本語授業内容キーワード		
	6-5-4-06 (00)交換留学生向け英語授業科目リスト		
	6-5-4-07 (00)交換留学生向け英語授業シラバス		

	・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-08 (00)障がいのある人への支援について		
	6-5-4-09 (00)障がい者支援スタッフ活動		
	6-5-4-10 (00)学生支援スタッフ募集チラシ		
	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-11 (00)学生支援スタッフの状況について		
	6-5-4-12 (00)一時保育施設の利用状況について		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)成績評価基準に関する申合せ（非公表）		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 63	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (00)2021年度前期成績分布（全学共通科目）（非公表）		
	6-6-3-02 (00)2021年度後期成績分布（全学共通科目）（非公表）		
	6-6-3-01 (01)2021年度前期成績分布（人文社会学部）（非公表）		
	6-6-3-02 (01)2021年度後期成績分布（人文社会学部）（非公表）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (00)2021年度前期全学共通科目の成績評価結果について（非公表）		
	6-6-3-04 (00)2021年度後期全学共通科目の成績評価結果について（非公表）		
	6-6-3-05 (00)各科目群における成績評価平均値の分布の推移（全学共通科目）（非公表）		
	6-6-3-06 (00)「目標とする成績分布」の基準を満たす科目の割合の推移（全学共通科目 2017年度後期～2021年度後期）（非公表）		
	6-6-3-03 (01)成績評価分布の確認（人文社会学部教授会議事要録 抜粋）（非公表）		
	・ G P A制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 64, p. 80	再掲
	・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (01)東京都立大学人文社会学部・人文科学研究科の成績問合せに関する申合せ（非公表）		
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 64, p. 79	再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (00)2021年度全学共通科目成績問合せ件数		
	6-6-4-02 (01)2021年度専門教育科目成績問合せ件数（人文社会学部・人文科学研究科）		

・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類			
6-6-4-02 (00)成績評価資料の保存について（非公表）			
6-6-4-03 (00)2022年度授業担当者のための手引（非公表）		p. 34	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-7-1-01 (01)東京都立大学人文社会学部規則	第6条	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-01 東京都立大学学則	第48条, 第49条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第21条	
	1-3-2-02 東京都立大学法人教授会規則	第7条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-1-1-01 (01)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（人間社会学科）		再掲
	6-1-1-02 (01)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（人文学科）		再掲
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 3~4, p. 79	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (01)2021年度第11回人文社会学部教授会議事次第		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (01)2019～2021年度学部生・大学院生活動データ(人文社会学部・人文科学研究科)		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (01)2019～2021年度学部生・大学院生活動データ(人文社会学部・人文科学研究科)		再掲
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (01)卒業後の状況調査票（都市教養学部）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-01 (00)未来を拓く首都大学東京ゆかりの女性研究者たち 6-8-2-02 (01)卒業生の活躍状況（人文学部社会福祉学科卒業）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2020年度卒業時の学修成果等アンケート調査結果概要		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2017年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-02 (00)2018年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
	6-8-4-03 (00)2019年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-04 (00)2020年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)卒業生・修了生の学習成果等に関する企業等へのアンケート調査報告書（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☐ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (02)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（法学部）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－2－1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-1-1-01 (02)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (法学部)		再掲
[分析項目6－2－2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (02)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (法学部)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 6－3－1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-1-1-01 (02)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（法学部）		再掲
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 5～7, p. 13～44, p. 118～132	
	6-3-1-01 (02)2022年度法学部・法学系授業概要		
	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-1-1-01 (02)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（法学部）		再掲
	6-3-1-02 (02)法学部カリキュラム体系		
[分析項目 6－3－2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-2-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）		
	6-3-2-01 (02)2022年度シラバス（法学部）		
	・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目 6－3－3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	1-3-1-01 東京都立大学学則	第43条～第45条	再掲
	6-3-3-01 (00)東京都立大学既修得単位の認定に関する規則		
	6-3-3-02 (00)東京都立大学他大学等の授業科目の履修及び大学以外の教育施設等における学修に関する規則		
[分析項目 6－3－4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等）		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
[分析項目 6－3－5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）		再掲
	6-3-2-01 (02)2022年度シラバス（法学部）		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-4-2-01 (00)シラバス作成のガイドライン（2021年10月発行）（非公表）		
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）（CSV）		
	6-4-3-01 (02)2022年度シラバス（法学部）（CSV）		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	6-3-2-01 (02)2022年度シラバス（法学部）		再掲
	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)現場体験型インターンシップシラバス		
	6-5-3-02 (00)現場体験型インターンシップ評価基準（非公表）		
	6-5-3-03 (00)現場体験型インターンシップ実習概要（非公表）		
	6-5-3-04 (00)現場体験型インターンシップテキスト（非公表）		
	6-5-3-05 (00)現場体験型インターンシップ実習録（非公表）		
	6-5-3-06 (00)2021年度現場体験型インターンシップ実施報告		
	6-5-3-01 (02)インターンシップ採点表（非公表）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生ハンドブック2021	p. 11	
	6-5-4-02 (00)留学生向けチューター利用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00)留学生向け日本語授業シラバス（前期）		
	6-5-4-04 (00)留学生向け日本語授業時間割（前期）		
	6-5-4-05 (00)留学生向け日本語授業内容キーワード		
	6-5-4-06 (00)交換留学生向け英語授業科目リスト		
	6-5-4-07 (00)交換留学生向け英語授業シラバス		

	・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-08 (00)障がいのある人への支援について		
	6-5-4-09 (00)障がい者支援スタッフ活動		
	6-5-4-10 (00)学生支援スタッフ募集チラシ		
	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-11 (00)学生支援スタッフの状況について		
	6-5-4-12 (00)一時保育施設の利用状況について		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)成績評価基準に関する申合せ（非公表）		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 63	再掲
	6-3-1-01 (02)2022年度法学部・法学系授業概要	p. 12	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (00)2021年度前期成績分布（全学共通科目）（非公表）		
	6-6-3-02 (00)2021年度後期成績分布（全学共通科目）（非公表）		
	6-6-3-01 (02)2021年度前期成績分布（法学部）（非公表）		
	6-6-3-02 (02)2021年度後期成績分布（法学部）（非公表）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (02)法学部専門教育科目における成績評価分布の確認に関する申し合わせ（非公表）		
	6-6-3-03 (00)2021年度前期全学共通科目の成績評価結果について（非公表）		
	6-6-3-04 (00)2021年度後期全学共通科目の成績評価結果について（非公表）		
	6-6-3-05 (00)各科目群における成績評価平均値の分布の推移（全学共通科目）（非公表）		
	6-6-3-06 (00)「目標とする成績分布」の基準を満たす科目の割合の推移（全学共通科目 2017年度後期～2021年度後期）（非公表）		
	6-6-3-04 (02)成績評価分布の確認（法学部教授会次第）（非公表）		
	・ G P A制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 64, p. 127	再掲
	6-6-3-05 (02)GPA導入に関する申し合わせ（非公表）		
	・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-6-3-06 (02)卒業論文の指導・評価に関する内規（非公表）		

【分析項目 6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (02)法学部専門教育科目の成績問い合わせに関する申し合わせ（非公表）		
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 64, p. 127	再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (00)2021年度全学共通科目成績問合せ件数		
	6-6-4-02 (02)2021年度専門教育科目成績問合せ件数（法学部・法学政治学研究科）（非公表）		
	・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-02 (00)成績評価資料の保存について（非公表）		
	6-6-4-03 (00)2022年度授業担当者のための手引（非公表）	p. 34	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-7-1-01 (02)東京都立大学法学部規則	第9条	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-01 東京都立大学学則	第48条, 第49条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第21条	
	1-3-2-02 東京都立大学法人教授会規則	第7条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-1-1-01 (02)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（法学部）		再掲
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 3~4, p. 120~124	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (02)2021年度9月及び3月法学部教授会議事要旨（抜粋）（非公表）		
	6-7-4-02 (02)卒業の判定について（教授会資料）（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (02)法学会雑誌第61巻第1号（2020年7月）（奥付）		
	6-8-1-02 (02)法学会雑誌第61巻第2号（2021年1月）（奥付）		
[分析項目6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	6-8-1-03 (02)法学会雑誌第62巻第1号（2021年7月）（奥付）		
	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (02)卒業後の状況調査票（都市教養学部）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-01 (00)未来を拓く首都大学東京ゆかりの女性研究者たち		
[分析項目6－8－3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-2-02 (02)第40回サントリー学芸賞		
	6-8-2-03 (02)卒業生の活躍状況（法学部卒業）		
	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2020年度卒業時の学修成果等アンケート調査結果概要		
[分析項目6－8－4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2017年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-02 (00)2018年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
	6-8-4-03 (00)2019年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-04 (00)2020年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		

【分析項目 6－8－5】 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01 (00)卒業生・修了生の学習成果等に関する企業等へのアンケート調査報告書（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

 : 「該当なし」

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (03)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経済学コース）		
	6-1-1-02 (03)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経営学コース）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-1-1-01 (03)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経済学コース）		再掲
	6-1-1-02 (03)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経営学コース）		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (03)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経済学コース）		再掲
	6-1-1-02 (03)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経営学コース）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-1-1-01 (03)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経済学コース）		再掲
	6-1-1-02 (03)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経営学コース）		再掲
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 5～7, p. 13～44, p. 133～147	
	6-3-1-01 (03)2022年度経済経営学部学修のガイド		
	6-3-1-02 (03)2022年度 経済経営学部専門教育科目開講一覧		
	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-1-1-01 (03)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経済学コース）		再掲
	6-1-1-02 (03)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経営学コース）		再掲
[分析項目 6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-2-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）		
	6-3-2-01 (03)2022年度シラバス（経済経営学部）		
	・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目 6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	1-3-1-01 東京都立大学学則	第43条～第45条	再掲
	6-3-3-01 (00)東京都立大学既修得単位の認定に関する規則		
	6-3-3-02 (00)東京都立大学他大学等の授業科目の履修及び大学以外の教育施設等における学修に関する規則		
[分析項目 6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等）		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料		

【分析項目 6－3－5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）		再掲
	6-3-2-01 (03)2022年度シラバス（経済経営学部）		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-4-2-01 (00)シラバス作成のガイドライン（2021年10月発行）（非公表）		
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）（CSV）		
	6-4-3-01 (03)2022年度シラバス（経済経営学部）（CSV）		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）		再掲
	6-3-2-01 (03)2022年度シラバス（経済経営学部）		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	6-3-1-02 (03)2022年度 経済経営学部専門教育科目開講一覧		再掲
	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)現場体験型インターンシップシラバス		
	6-5-3-02 (00)現場体験型インターンシップ評価基準（非公表）		
	6-5-3-03 (00)現場体験型インターンシップ実習概要（非公表）		
	6-5-3-04 (00)現場体験型インターンシップテキスト（非公表）		
	6-5-3-05 (00)現場体験型インターンシップ実習録（非公表）		
	6-5-3-06 (00)2021年度現場体験型インターンシップ実施報告		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生ハンドブック2021	p. 11	
	6-5-4-02 (00)留学生向けチューター利用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00)留学生向け日本語授業シラバス（前期）		
	6-5-4-04 (00)留学生向け日本語授業時間割（前期）		
	6-5-4-05 (00)留学生向け日本語授業内容キーワード		
	6-5-4-06 (00)交換留学生向け英語授業科目リスト		
	6-5-4-07 (00)交換留学生向け英語授業シラバス		

	・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-08 (00)障がいのある人への支援について		
	6-5-4-09 (00)障がい者支援スタッフ活動		
	6-5-4-10 (00)学生支援スタッフ募集チラシ		
	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-11 (00)学生支援スタッフの状況について		
	6-5-4-12 (00)一時保育施設の利用状況について		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)成績評価基準に関する申合せ（非公表）		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 63, p. 137	再掲
	6-3-1-01 (03)2022年度経済経営学部学修のガイド	p. 7	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (00)2021年度前期成績分布（全学共通科目）（非公表）		
	6-6-3-02 (00)2021年度後期成績分布（全学共通科目）（非公表）		
	6-6-3-01 (03)2021年度前期成績分布（経済経営学部）（非公表）		
	6-6-3-02 (03)2021年度後期成績分布（経済経営学部）（非公表）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (00)2021年度前期全学共通科目の成績評価結果について（非公表）		
	6-6-3-04 (00)2021年度後期全学共通科目の成績評価結果について（非公表）		
	6-6-3-05 (00)各科目群における成績評価平均値の分布の推移（全学共通科目）（非公表）		
	6-6-3-06 (00)「目標とする成績分布」の基準を満たす科目の割合の推移（全学共通科目 2017年度後期～2021年度後期）（非公表）		
	6-6-3-03 (03)成績評価分布の確認（経営学研究科・経済経営学部教授会議事録）（非公表）		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 64, p. 138	再掲
	6-3-1-01 (03)2022年度経済経営学部学修のガイド	p. 7～8	再掲
	・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (03)経済経営学部・経営学研究科成績問合せ制度に関する教授会申し合わせ（非公表）		
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 64, p. 137	再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (00)2021年度全学共通科目成績問合せ件数		
	6-6-4-02 (03)2021年度専門教育科目成績問合せ件数（経済経営学部・経営学研究科）		

	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-02 (00)成績評価資料の保存について（非公表）		
	6-6-4-03 (00)2022年度授業担当者のための手引（非公表）	p. 34	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-7-1-01 (03)東京都立大学経済経営学部規則	第12条	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-01 東京都立大学学則	第48条, 第49条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第21条	
	1-3-2-02 東京都立大学法人教授会規則	第7条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-1-1-01 (03)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経済学コース）		再掲
	6-1-1-02 (03)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経営学コース）		再掲
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 3～4, p. 136	再掲
	6-3-1-01 (03)2022年度経済経営学部学修のガイド	p. 5～6	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (03)2021年度経済経営学部及び都市教養学部経営学系卒業判定資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (03)卒業後の状況調査票（都市教養学部）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2020年度卒業時の学修成果等アンケート調査結果概要		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2017年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-02 (00)2018年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
	6-8-4-03 (00)2019年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-04 (00)2020年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)卒業生・修了生の学習成果等に関する企業等へのアンケート調査報告書（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☐ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

 : 「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（数理科学科）		
	6-1-1-02 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（物理学科）		
	6-1-1-03 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（化学科）		
	6-1-1-04 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（生命科学科）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－2－1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-1-1-01 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (数理科学科)		再掲
	6-1-1-02 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (物理学科)		再掲
	6-1-1-03 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (化学科)		再掲
	6-1-1-04 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (生命科学科)		再掲
[分析項目6－2－2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (数理科学科)		再掲
	6-1-1-02 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (物理学科)		再掲
	6-1-1-03 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (化学科)		再掲
	6-1-1-04 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (生命科学科)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-1-1-01 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（数理科学科）		再掲
	6-1-1-02 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（物理学科）		再掲
	6-1-1-03 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（化学科）		再掲
	6-1-1-04 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（生命科学科）		再掲
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 5～7, p. 13～44, p. 148～172	
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-1-1-01 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（数理科学科）		再掲
	6-1-1-02 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（物理学科）		再掲
	6-1-1-03 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（化学科）		再掲
	6-1-1-04 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（生命科学科）		再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）		
	6-3-2-01 (04)2022年度授業概要（理学部）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-01 東京都立大学学則	第43条～第45条	再掲
	6-3-3-01 (00)東京都立大学既修得単位の認定に関する規則		
	6-3-3-02 (00)東京都立大学他大学等の授業科目の履修及び大学以外の教育施設等における学修に関する規則		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		

	・ T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料		
[分析項目 6－3－5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）		再掲
	6-3-2-01 (04)2022年度授業概要（理学部）		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-4-2-01 (00)シラバス作成のガイドライン（2021年10月発行）（非公表）		
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）（CSV）		
	6-4-3-01 (04)2022年度シラバス（理学部）（CSV）		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	6-3-2-01 (04)2022年度授業概要（理学部）		再掲
	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		

	・ 電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・ 教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目 6－4－11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・ 法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)現場体験型インターンシップシラバス		
	6-5-3-02 (00)現場体験型インターンシップ評価基準（非公表）		
	6-5-3-03 (00)現場体験型インターンシップ実習概要（非公表）		
	6-5-3-04 (00)現場体験型インターンシップテキスト（非公表）		
	6-5-3-05 (00)現場体験型インターンシップ実習録（非公表）		
	6-5-3-06 (00)2021年度現場体験型インターンシップ実施報告		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生ハンドブック2021	p. 11	
	6-5-4-02 (00)留学生向けチューター利用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00)留学生向け日本語授業シラバス（前期）		
	6-5-4-04 (00)留学生向け日本語授業時間割（前期）		
	6-5-4-05 (00)留学生向け日本語授業内容キーワード		
	6-5-4-06 (00)交換留学生向け英語授業科目リスト		
	6-5-4-07 (00)交換留学生向け英語授業シラバス		

	・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-08 (00)障がいのある人への支援について		
	6-5-4-09 (00)障がい者支援スタッフ活動		
	6-5-4-10 (00)学生支援スタッフ募集チラシ		
	6-5-4-01 (04)理学部・理学研究科障害学生に対する支援実施状況		
	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-11 (00)学生支援スタッフの状況について		
6-5-4-12 (00)一時保育施設の利用状況について			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)成績評価基準に関する申合せ (非公表)		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 63	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (00)2021年度前期成績分布 (全学共通科目) (非公表)		
	6-6-3-02 (00)2021年度後期成績分布 (全学共通科目) (非公表)		
	6-6-3-01 (04)2021年度前期成績分布 (理学部) (非公表)		
	6-6-3-02 (04)2021年度後期成績分布 (理学部) (非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (04) 理学部専門教育科目の成績分布 (非公表)		
	6-6-3-03 (00)2021年度前期全学共通科目の成績評価結果について (非公表)		
	6-6-3-04 (00)2021年度後期全学共通科目の成績評価結果について (非公表)		
	6-6-3-05 (00)各科目群における成績評価平均値の分布の推移 (全学共通科目) (非公表)		
	6-6-3-06 (00)「目標とする成績分布」の基準を満たす科目の割合の推移 (全学共通科目 2017年度後期～2021年度後期) (非公表)		
	6-6-3-04 (04)成績評価分布の確認 (理学部FD委員会議事要旨) (非公表)		
	・ G P A 制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 64, p. 151～153	再掲
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (04)理学部専門教育科目の成績問い合わせに関する申し合わせ (非公表)		
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 64, p. 152	再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (00)2021年度全学共通科目成績問合せ件数		
	6-6-4-02 (04)2021年度理学部・理工学研究科成績問い合わせ実績 (非公表)		

		・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
		6-6-4-02 (00)成績評価資料の保存について（非公表）		
		6-6-4-03 (00)2022年度授業担当者のための手引（非公表）	p. 34	
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。				
■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-7-1-01 (04)東京都立大学理学部規則	第7条, 第8条	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-01 東京都立大学学則	第48条, 第49条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第21条	
	1-3-2-02 東京都立大学法人教授会規則	第7条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-1-1-01 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（数理科学科）		再掲
	6-1-1-02 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（物理学科）		再掲
	6-1-1-03 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（化学科）		再掲
	6-1-1-04 (04)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（生命科学科）		再掲
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 3~4, p. 149~150	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (04)2021年度第1回理学部教授会次第（非公表）		
	6-7-4-02 (04)2021年度第1回理学部教授会議事要旨（非公表）		
	6-7-4-03 (04)理学部卒業判定資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (04)2021年度資格取得者数（理学部・理学研究科）		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-02 (04)2021年度学生の論文採択・受賞の状況（数理科学科・数理科学専攻）		
	6-8-1-03 (04)2021年度学生の論文採択・受賞の状況（物理学科・物理学専攻）		
	6-8-1-04 (04)2021年度学生の論文採択・受賞の状況（化学科・化学専攻）		
[分析項目6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (04)卒業後の状況調査票（都市教養学部）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-01 (00)未来を拓く首都大学東京ゆかりの女性研究者たち		
[分析項目6－8－3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2020年度卒業時の学修成果等アンケート調査結果概要		
[分析項目6－8－4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2017年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-02 (00)2018年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
	6-8-4-03 (00)2019年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-04 (00)2020年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		

【分析項目 6－8－5】 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01 (00)卒業生・修了生の学習成果等に関する企業等へのアンケート調査報告書（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（地理環境学科）		
	6-1-1-02 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市基盤環境学科）		
	6-1-1-03 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（建築学科）		
	6-1-1-04 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（環境応用化学科）		
	6-1-1-05 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（観光科学科）		
	6-1-1-06 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市政策科学科）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 6－2－1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-1-1-01 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (地理環境学科)		再掲
	6-1-1-02 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (都市基盤環境学科)		再掲
	6-1-1-03 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (建築学科)		再掲
	6-1-1-04 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (環境応用化学科)		再掲
	6-1-1-05 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (観光科学科)		再掲
	6-1-1-06 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (都市政策科学科)		再掲
[分析項目 6－2－2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (地理環境学科)		再掲
	6-1-1-02 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (都市基盤環境学科)		再掲
	6-1-1-03 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (建築学科)		再掲
	6-1-1-04 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (環境応用化学科)		再掲
	6-1-1-05 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (観光科学科)		再掲
	6-1-1-06 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (都市政策科学科)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-1-1-01 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（地理環境学科）		再掲
	6-1-1-02 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市基盤環境学科）		再掲
	6-1-1-03 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（建築学科）		再掲
	6-1-1-04 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（環境応用化学科）		再掲
	6-1-1-05 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（観光科学科）		再掲
	6-1-1-06 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市政策科学科）		再掲
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 5～7, p. 13～44, p. 173～223	
	6-3-1-01 (05)2022年度都市環境学部シラバス〔授業概要〕		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-1-1-01 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（地理環境学科）		再掲
	6-1-1-02 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市基盤環境学科）		再掲
	6-1-1-03 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（建築学科）		再掲
	6-1-1-04 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（環境応用化学科）		再掲
	6-1-1-05 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（観光科学科）		再掲
	6-1-1-06 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市政策科学科）		再掲
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 178～179, p. 223	再掲
	6-3-1-01 (05)2022年度都市環境学部シラバス〔授業概要〕		再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）		
	6-3-1-01 (05)2022年度都市環境学部シラバス〔授業概要〕		再掲
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		

[分析項目 6－3－3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	1-3-1-01 東京都立大学学則	第43条～第45条	再掲
	6-3-3-01 (00)東京都立大学既修得単位の認定に関する規則		
	6-3-3-02 (00)東京都立大学他大学等の授業科目の履修及び大学以外の教育施設等における学修に関する規則		
[分析項目 6－3－4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等）		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料		
[分析項目 6－3－5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）		再掲
	6-3-1-01 (05)2022年度都市環境学部シラバス〔授業概要〕		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-4-2-01 (00)シラバス作成のガイドライン（2021年10月発行）（非公表）		
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）（CSV）		
	6-4-3-01 (05)2022年度シラバス（都市環境学部）（CSV）		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	6-3-1-01 (05)2022年度都市環境学部シラバス〔授業概要〕		再掲
	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		

	・ 電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・ 教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目 6－4－11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・ 法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)現場体験型インターンシップシラバス		
	6-5-3-02 (00)現場体験型インターンシップ評価基準（非公表）		
	6-5-3-03 (00)現場体験型インターンシップ実習概要（非公表）		
	6-5-3-04 (00)現場体験型インターンシップテキスト（非公表）		
	6-5-3-05 (00)現場体験型インターンシップ実習録（非公表）		
	6-5-3-06 (00)2021年度現場体験型インターンシップ実施報告		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生ハンドブック2021	p. 11	
	6-5-4-02 (00)留学生向けチューター利用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00)留学生向け日本語授業シラバス（前期）		
	6-5-4-04 (00)留学生向け日本語授業時間割（前期）		
	6-5-4-05 (00)留学生向け日本語授業内容キーワード		
	6-5-4-06 (00)交換留学生向け英語授業科目リスト		
	6-5-4-07 (00)交換留学生向け英語授業シラバス		
	6-5-4-01 (05)地理環境学科 英語版手引		

	・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-08 (00)障がいのある人への支援について		
	6-5-4-09 (00)障がい者支援スタッフ活動		
	6-5-4-10 (00)学生支援スタッフ募集チラシ		
	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-11 (00)学生支援スタッフの状況について		
	6-5-4-12 (00)一時保育施設の利用状況について		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☐ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)成績評価基準に関する申合せ（非公表）		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 63	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (00)2021年度前期成績分布（全学共通科目）（非公表）		
	6-6-3-02 (00)2021年度後期成績分布（全学共通科目）（非公表）		
	6-6-3-01 (05)2021年度前期成績分布（都市環境学部）（非公表）		
	6-6-3-02 (05)2021年度後期成績分布（都市環境学部）（非公表）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (00)2021年度前期全学共通科目の成績評価結果について（非公表）		
	6-6-3-04 (00)2021年度後期全学共通科目の成績評価結果について（非公表）		
	6-6-3-05 (00)各科目群における成績評価平均値の分布の推移（全学共通科目）（非公表）		
	6-6-3-06 (00)「目標とする成績分布」の基準を満たす科目の割合の推移（全学共通科目 2017年度後期～2021年度後期）（非公表）		
	6-6-3-03 (05)成績評価分布の確認に関する資料（都市環境教務委員会議事録）（非公表）		
	・ G P A制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 64, p. 175～176	再掲
	・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (05)東京都立大学大学院都市環境科学研究科及び都市環境学部の成績問い合わせに関する内規（非公表）		
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 64, p. 174	再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (00)2021年度全学共通科目成績問合せ件数		
	6-6-4-02 (05)2021年度成績に関する問合せ（都市環境学部）（非公表）		

		・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
		6-6-4-02 (00)成績評価資料の保存について（非公表）		
		6-6-4-03 (00)2022年度授業担当者のための手引（非公表）	p. 34	
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。				
■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-7-1-01 (05)東京都立大学都市環境学部規則	第7条	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-01 東京都立大学学則	第48条, 第49条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第21条	
	1-3-2-02 東京都立大学法人教授会規則	第7条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-1-1-01 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（地理環境学科）		再掲
	6-1-1-02 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市基盤環境学科）		再掲
	6-1-1-03 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（建築学科）		再掲
	6-1-1-04 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（環境応用化学科）		再掲
	6-1-1-05 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（観光科学科）		再掲
	6-1-1-06 (05)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市政策科学科）		再掲
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 3~4, p. 174	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (05)2021年度都市環境学部教授会議事要録（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-04 (05)アニュアル・レポート（環境応用化学科・環境応用化学域）	p. 41	
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (05)アニュアル・レポート（地理環境学科・地理環境学域）		
	6-8-1-02 (05)アニュアル・レポート（都市基盤環境学科・都市基盤環境学域）		
	6-8-1-03 (05)アニュアル・レポート（建築学科・建築学域）		
	6-8-1-04 (05)アニュアル・レポート（環境応用化学科・環境応用化学域）		再掲
	6-8-1-05 (05)アニュアル・レポート（観光科学科・観光科学域）		
[分析項目6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (05)卒業後の状況調査票（都市環境学部）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6－8－3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-2-01 (00)未来を拓く首都大学東京ゆかりの女性研究者たち		
	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2020年度卒業時の学修成果等アンケート調査結果概要		
[分析項目6－8－4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-01 (05)2020年度卒業時の学習成果等アンケート結果（都市環境学部）（非公表）		
	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2017年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-02 (00)2018年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
	6-8-4-03 (00)2019年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-04 (00)2020年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		

【分析項目 6－8－5】 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)卒業生・修了生の学習成果等に関する企業等へのアンケート調査報告書（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

 : 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (情報科学科)		
	6-1-1-02 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (電子情報システム工学科)		
	6-1-1-03 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (機械システム工学科)		
	6-1-1-04 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (航空宇宙システム工学科)		
	6-1-1-05 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (インダストリアルアート学科)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-1-1-01 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (情報科学科)		再掲
	6-1-1-02 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (電子情報システム工学科)		再掲
	6-1-1-03 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (機械システム工学科)		再掲
	6-1-1-04 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (航空宇宙システム工学科)		再掲
	6-1-1-05 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (インダストリアルアート学科)		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (情報科学科)		再掲
	6-1-1-02 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (電子情報システム工学科)		再掲
	6-1-1-03 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (機械システム工学科)		再掲
	6-1-1-04 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (航空宇宙システム工学科)		再掲
	6-1-1-05 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (インダストリアルアート学科)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-1-1-01 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（情報科学科）		再掲
	6-1-1-02 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（電子情報システム工学科）		再掲
	6-1-1-03 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（機械システム工学科）		再掲
	6-1-1-04 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（航空宇宙システム工学科）		再掲
	6-1-1-05 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（インダストリアルアート学科）		再掲
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 5～7, p. 13～44, p. 224～263	
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-1-1-01 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（情報科学科）		再掲
	6-1-1-02 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（電子情報システム工学科）		再掲
	6-1-1-03 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（機械システム工学科）		再掲
	6-1-1-04 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（航空宇宙システム工学科）		再掲
	6-1-1-05 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（インダストリアルアート学科）		再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）		
	6-3-2-01 (06)2022年度シラバス（システムデザイン学部）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-01 東京都立大学学則	第43条～第45条	再掲
	6-3-3-01 (00)東京都立大学既修得単位の認定に関する規則		
	6-3-3-02 (00)東京都立大学他大学等の授業科目の履修及び大学以外の教育施設等における学修に関する規則		

【分析項目6-3-4】 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）		再掲
	6-3-2-01 (06)2022年度シラバス（システムデザイン学部）		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-4-2-01 (00)シラバス作成のガイドライン（2021年10月発行）（非公表）		
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）（CSV）		
	6-4-3-01 (06)2022年度シラバス（システムデザイン学部）（CSV）		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	6-3-2-01 (06)2022年度シラバス（システムデザイン学部）		再掲
	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		

	・ 電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・ 教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・ 法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)現場体験型インターンシップシラバス		
	6-5-3-02 (00)現場体験型インターンシップ評価基準（非公表）		
	6-5-3-03 (00)現場体験型インターンシップ実習概要（非公表）		
	6-5-3-04 (00)現場体験型インターンシップテキスト（非公表）		
	6-5-3-05 (00)現場体験型インターンシップ実習録（非公表）		
	6-5-3-06 (00)2021年度現場体験型インターンシップ実施報告		
	6-5-3-01 (06)インターンシップ履修ガイダンス揭示【参加者25名】		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生ハンドブック2021	p. 11	
	6-5-4-02 (00)留学生向けチューター利用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00)留学生向け日本語授業シラバス（前期）		
	6-5-4-04 (00)留学生向け日本語授業時間割（前期）		
	6-5-4-05 (00)留学生向け日本語授業内容キーワード		
	6-5-4-06 (00)交換留学生向け英語授業科目リスト		
	6-5-4-07 (00)交換留学生向け英語授業シラバス		

	・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-08 (00)障がいのある人への支援について		
	6-5-4-09 (00)障がい者支援スタッフ活動		
	6-5-4-10 (00)学生支援スタッフ募集チラシ		
	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-11 (00)学生支援スタッフの状況について		
	6-5-4-12 (00)一時保育施設の利用状況について		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)成績評価基準に関する申合せ（非公表）		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 63	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (00)2021年度前期成績分布（全学共通科目）（非公表）		
	6-6-3-02 (00)2021年度後期成績分布（全学共通科目）（非公表）		
	6-6-3-01 (06)2021年度前期成績分布（システムデザイン学部）（非公表）		
	6-6-3-02 (06)2021年度後期成績分布（システムデザイン学部）（非公表）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (00)2021年度前期全学共通科目の成績評価結果について（非公表）		
	6-6-3-04 (00)2021年度後期全学共通科目の成績評価結果について（非公表）		
	6-6-3-05 (00)各科目群における成績評価平均値の分布の推移（全学共通科目）（非公表）		
	6-6-3-06 (00)「目標とする成績分布」の基準を満たす科目の割合の推移（全学共通科目 2017年度後期～2021年度後期）（非公表）		
	6-6-3-03 (06)成績評価分布の確認（SD学部教務委員会議事要録）		
	・ G P A 制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 64, p. 226, p. 229	再掲
	・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (06)（改正案）システムデザイン学部専門教育科目の成績問い合わせに関する申し合わせ（非公表）		
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 64, p. 228	再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (00)2021年度全学共通科目成績問合せ件数		
	6-6-4-02 (06)2021年度システムデザイン学部成績問合せ件数		

		・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
		6-6-4-02 (00)成績評価資料の保存について（非公表）		
		6-6-4-03 (00)2022年度授業担当者のための手引（非公表）	p. 34	
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
【分析項目6－6－4】 「成績に対する異議申し立て制度」については、現在、申し合わせ策定に向け、教務委員会で検討中である。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-7-1-01 (06)東京都立大学システムデザイン学部規則	第3条, 第7条	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-01 東京都立大学学則	第48条, 第49条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第21条	
	1-3-2-02 東京都立大学法人教授会規則	第7条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-1-1-01 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（情報科学科）		再掲
	6-1-1-02 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（電子情報システム工学科）		再掲
	6-1-1-03 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（機械システム工学科）		再掲
	6-1-1-04 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（航空宇宙システム工学科）		再掲
	6-1-1-05 (06)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（インダストリアルアート学科）		再掲
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 3～4, p. 225	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (06)3月卒業学部、博士前期課程審議（教授会議事要録）（非公表）		
	6-7-4-02 (06)9月卒業学部、博士前期・後期課程審議（教授会議事要録）（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (06)教育職員免許状・学芸員資格の取得状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-02 (06)システムデザイン学部・研究科受賞実績一覧		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (06)卒業後の状況調査票（システムデザイン学部）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-01 (00)未来を拓く首都大学東京ゆかりの女性研究者たち		
	6-8-2-02 (06)卒業生の活躍状況（航空宇宙システム工学科・航空宇宙システム工学域修了）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2020年度卒業時の学修成果等アンケート調査結果概要		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2017年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-02 (00)2018年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
	6-8-4-03 (00)2019年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-04 (00)2020年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)卒業生・修了生の学習成果等に関する企業等へのアンケート調査報告書（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（看護学科）		
	6-1-1-02 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（理学療法学科）		
	6-1-1-03 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（作業療法学科）		
	6-1-1-04 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（放射線学科）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 6－2－1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-1-1-01 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（看護学科）		再掲
	6-1-1-02 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（理学療法学科）		再掲
	6-1-1-03 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（作業療法学科）		再掲
	6-1-1-04 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（放射線学科）		再掲
[分析項目 6－2－2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（看護学科）		再掲
	6-1-1-02 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（理学療法学科）		再掲
	6-1-1-03 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（作業療法学科）		再掲
	6-1-1-04 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（放射線学科）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-1-1-01 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（看護学科）		再掲
	6-1-1-02 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（理学療法学科）		再掲
	6-1-1-03 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（作業療法学科）		再掲
	6-1-1-04 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（放射線学科）		再掲
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 5～7, p. 13～44, p. 264～286	
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-1-1-01 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（看護学科）		再掲
	6-1-1-02 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（理学療法学科）		再掲
	6-1-1-03 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（作業療法学科）		再掲
	6-1-1-04 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（放射線学科）		再掲
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 267	再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）		
	6-3-2-01 (07)2022年度シラバス（健康福祉学部）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-01 東京都立大学学則	第43条～第45条	再掲
	6-3-3-01 (00)東京都立大学既修得単位の認定に関する規則		
	6-3-3-02 (00)東京都立大学他大学等の授業科目の履修及び大学以外の教育施設等における学修に関する規則		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		

	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		
	6-4-1-01 (07)2022年度東京都立大学学年暦（荒川キャンパス）		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		再掲
	6-4-1-01 (07)2022年度東京都立大学学年暦（荒川キャンパス）		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）		再掲
	6-3-2-01 (07)2022年度シラバス（健康福祉学部）		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（CSV）等）		
	6-4-3-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）（CSV）		
	6-4-3-01 (07)2022年度シラバス（健康福祉学部）（CSV）		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)2022年度シラバス（全学共通科目）		再掲
	6-3-2-01 (07)2022年度シラバス（健康福祉学部）		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)現場体験型インターンシップシラバス		
	6-5-3-02 (00)現場体験型インターンシップ評価基準（非公表）		
	6-5-3-03 (00)現場体験型インターンシップ実習概要（非公表）		
	6-5-3-04 (00)現場体験型インターンシップテキスト（非公表）		
	6-5-3-05 (00)現場体験型インターンシップ実習録（非公表）		
	6-5-3-06 (00)2021年度現場体験型インターンシップ実施報告		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生ハンドブック2021	p. 11	
	6-5-4-02 (00)留学生向けチューター利用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00)留学生向け日本語授業シラバス（前期）		
	6-5-4-04 (00)留学生向け日本語授業時間割（前期）		
	6-5-4-05 (00)留学生向け日本語授業内容キーワード		
	6-5-4-06 (00)交換留学生向け英語授業科目リスト		
	6-5-4-07 (00)交換留学生向け英語授業シラバス		

	・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-08 (00)障がいのある人への支援について		
	6-5-4-09 (00)障がい者支援スタッフ活動		
	6-5-4-10 (00)学生支援スタッフ募集チラシ		
	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-11 (00)学生支援スタッフの状況について		
	6-5-4-12 (00)一時保育施設の利用状況について		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)成績評価基準に関する申合せ（非公表）		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 63	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (00)2021年度前期成績分布（全学共通科目）（非公表）		
	6-6-3-02 (00)2021年度後期成績分布（全学共通科目）（非公表）		
	6-6-3-01 (07)2021年度前期成績分布（健康福祉学部）（非公表）		
	6-6-3-02 (07)2021年度後期成績分布（健康福祉学部）（非公表）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (00)2021年度前期全学共通科目の成績評価結果について（非公表）		
	6-6-3-04 (00)2021年度後期全学共通科目の成績評価結果について（非公表）		
	6-6-3-05 (00)各科目群における成績評価平均値の分布の推移（全学共通科目）（非公表）		
	6-6-3-06 (00)「目標とする成績分布」の基準を満たす科目の割合の推移（全学共通科目 2017年度後期～2021年度後期）（非公表）		
	6-6-3-03 (07)成績評価分布の確認（健康福祉学部教授会議事次第）（非公表）		
	6-6-3-04 (07)成績評価分布の確認（健康福祉学部教授会議事録）（非公表）		
	・ G P A制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 64, p. 267	再掲
	・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (07)健康福祉学部専門教育科目成績問い合わせについての内規（非公表）		
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 63, 267	再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (00)2021年度全学共通科目成績問合せ件数		
	6-6-4-02 (07)成績申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料データ		

		・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
		6-6-4-02 (00)成績評価資料の保存について（非公表）		
		6-6-4-03 (00)2022年度授業担当者のための手引（非公表）	p. 34	
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。				
■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-7-1-01 (07)東京都立大学健康福祉学部規則	第8条	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-01 東京都立大学学則	第48条, 第49条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第21条	
	1-3-2-02 東京都立大学法人教授会規則	第7条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-1-1-01 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（看護学科）		再掲
	6-1-1-02 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（理学療法学科）		再掲
	6-1-1-03 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（作業療法学科）		再掲
	6-1-1-04 (07)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（放射線学科）		再掲
	6-3-1-01 (00)2022年度履修の手引	p. 3～4, p. 265	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (07)東京都立大学健康福祉学部教授会議事録（2022年3月）（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (07)2018～2021年度国家資格試験合格状況（健康福祉学部・人間健康科学研究科）		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	6-8-1-02 (07)論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況（健康福祉学部・人間健康科学研究科）		
	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (07)卒業後の状況調査票（健康福祉学部）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-01 (00)未来を拓く首都大学東京ゆかりの女性研究者たち		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-2-02 (07)卒業生の活躍状況（非公表）		
	6-8-2-03 (07)卒業生の活躍状況（健康福祉学部看護学科卒業）		
	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-01 (00)2020年度卒業時の学修成果等アンケート調査結果概要		
	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2017年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-02 (00)2018年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
	6-8-4-03 (00)2019年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-4-04 (00)2020年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)卒業生・修了生の学習成果等に関する企業等へのアンケート調査報告書（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

 : 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（社会行動学専攻）		
	6-1-1-02 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（人間科学専攻）		
	6-1-1-03 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（文化基礎論専攻）		
	6-1-1-04 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（文化関係論専攻）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－2－1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-1-1-01 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（社会行動学専攻）		再掲
	6-1-1-02 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（人間科学専攻）		再掲
	6-1-1-03 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（文化基礎論専攻）		再掲
	6-1-1-04 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（文化関係論専攻）		再掲
[分析項目6－2－2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（社会行動学専攻）		再掲
	6-1-1-02 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（人間科学専攻）		再掲
	6-1-1-03 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（文化基礎論専攻）		再掲
	6-1-1-04 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（文化関係論専攻）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01 (08)2022年度授業概要（人文科学研究科 博士前期課程）		
	6-3-1-02 (08)2022年度授業概要（人文科学研究科 博士後期課程）		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-1-1-01 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（社会行動学専攻）		再掲
	6-1-1-02 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（人間科学専攻）		再掲
	6-1-1-03 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（文化基礎論専攻）		再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-1-1-04 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（文化関係論専攻）		再掲
	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-1-01 (08)2022年度授業概要（人文科学研究科 博士前期課程）		再掲
	6-3-1-02 (08)2022年度授業概要（人文科学研究科 博士後期課程）		再掲
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	・明文化された規定類		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第28条	再掲
	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等）		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第21条, 第22条, 第24条の2, 第27条の2	再掲
	6-3-4-01 (08)博士論文関連専攻内規		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-02 (08)博士計画書の提出について		
	6-3-4-03 (08)博士論文作成計画書・審査報告書		
	6-3-4-04 (08)修士論文中間発表会・博士論文指導会		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-01 (00)大学院生国際学術会議派遣支援制度実施要綱		
	6-3-4-02 (00)大学院生国際学術会議派遣支援制度実績詳細		

	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-03 (00)東京都立大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則		
	6-3-4-04 (00)東京都立大学における研究活動不正行為等防止計画（2021年度）		
	6-3-4-05 (00)東京都立大学における研究者の行動規範		
	6-3-4-06 (00)2021年度研究コンプライアンス研修実施計画		
	6-3-4-07 (00)2021年度研究コンプライアンス研修の実施について		
	6-3-4-08 (00)2021年度研究コンプライアンス研修受講率		
	・T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		再掲	
[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-3-4] 学位論文の作成等に係る指導に関しては、指導教員による研究教育指導のもと、大学院の演習授業をはじめ、中間発表会、研究指導会などを通して適切に指導を実施している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		再掲
	・シラバス		
	6-3-1-01 (08)2022年度授業概要（人文科学研究科 博士前期課程）		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-3-1-02 (08)2022年度授業概要（人文科学研究科 博士後期課程）		再掲
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	6-4-3-01 (08)2022年度シラバス（人文科学研究科）（CSV）		
	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-1-01 (08)2022年度授業概要（人文科学研究科 博士前期課程）		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	6-3-1-02 (08)2022年度授業概要（人文科学研究科 博士後期課程）		再掲
	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		

【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生ハンドブック2021	p. 11	
	6-5-4-02 (00)留学生向けチューター利用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00)留学生向け日本語授業シラバス（前期）		
	6-5-4-04 (00)留学生向け日本語授業時間割（前期）		
	6-5-4-05 (00)留学生向け日本語授業内容キーワード		
	6-5-4-06 (00)交換留学生向け英語授業科目リスト		
	6-5-4-07 (00)交換留学生向け英語授業シラバス		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-08 (00)障がいのある人への支援について		
	6-5-4-09 (00)障がい者支援スタッフ活動		
	6-5-4-10 (00)学生支援スタッフ募集チラシ		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		

	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-11 (00)学生支援スタッフの状況について		
	6-5-4-12 (00)一時保育施設の利用状況について		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-6-1-01 (08)東京都立大学人文科学研究科における成績評価基準に関する内規（非公表）		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (08)大学院成績分布表（人文科学研究科）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (01)東京都立大学人文社会学部・人文科学研究科の成績問合せに関する申合せ（非公表）		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02 (01)2021年度専門教育科目成績問合せ件数（人文社会学部・人文科学研究科）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-02 (00)成績評価資料の保存について（非公表）		
	6-6-4-03 (00)2022年度授業担当者のための手引（非公表）	p. 34	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-6-2] 成績評価基準の学生への周知については、今後、教務システムにおけるシラバスへの掲載による周知、及び来年度オリエンテーション等を行う。			
[分析項目6-6-3] 大学院における成績評価分布等の確認については、研究科長及び教務委員担当教員で行っており、2021年度について問題となる箇所は発見されなかったため、これに関する教授会での議題・報告はなかった。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第30条, 第31条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第8条5(1), 第33条, 第35条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第11条, 第19条～第21条	
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第7条～第18条	再掲
	6-1-1-01 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（社会行動学専攻）		再掲
	6-1-1-02 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（人間科学専攻）		再掲
	6-1-1-03 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（文化基礎論専攻）		再掲
	6-1-1-04 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（文化関係論専攻）		再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第33条, 第35条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第19条～第20条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-1-1-01 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（社会行動学専攻）		再掲
	6-1-1-02 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（人間科学専攻）		再掲
	6-1-1-03 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（文化基礎論専攻）		再掲
	6-1-1-04 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（文化関係論専攻）		再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (08)2021年度第12回人文科学研究科教授会議事次第		

	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第7条～第18条	再掲
	6-1-1-01 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（社会行動学専攻）		再掲
	6-1-1-02 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（人間科学専攻）		再掲
	6-1-1-03 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（文化基礎論専攻）		再掲
	6-1-1-04 (08)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（文化関係論専攻）		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第32条	再掲
【分析項目6-7-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第13条～第19条	再掲
	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (01)2019～2021年度学部生・大学院生活動データ(人文社会学部・人文科学研究科)		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-01 (01)2019～2021年度学部生・大学院生活動データ(人文社会学部・人文科学研究科)		再掲
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (08)卒業後の状況調査票 博士前期課程（人文科学研究科）		
	6-8-2-02 (08)卒業後の状況調査票 博士後期課程（人文科学研究科）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-01 (00)未来を拓く首都大学東京ゆかりの女性研究者たち		
	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2017年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-4-02 (00)2018年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
	6-8-4-03 (00)2019年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-04 (00)2020年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01 (00)卒業生・修了生の学習成果等に関する企業等へのアンケート調査報告書（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☐ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（法律学分野）		
	6-1-1-02 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（政治学分野）		
	6-1-1-03 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（法曹養成専攻）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－2－1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-1-1-01 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（法律学分野）		再掲
	6-1-1-02 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（政治学分野）		再掲
	6-1-1-03 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（法曹養成専攻）		再掲
[分析項目6－2－2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（法律学分野）		再掲
	6-1-1-02 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（政治学分野）		再掲
	6-1-1-03 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（法曹養成専攻）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－3－1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-1-1-01 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（法律学分野）		再掲
	6-1-1-02 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（政治学分野）		再掲
	6-1-1-03 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（法曹養成専攻）		再掲
	6-3-1-01 (09)2022年度シラバス（法学政治学研究科）		
	6-3-1-02 (09)2022年度カリキュラム・開講科目一覧（法科大学院）		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-1-1-01 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（法律学分野）		再掲
	6-1-1-02 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（政治学分野）		再掲
	6-1-1-03 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（法曹養成専攻）		再掲
[分析項目6－3－2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-1-01 (09)2022年度シラバス（法学政治学研究科）		再掲
	6-3-2-01 (09)2022年度授業概要・履修案内（法学政治学専攻）		
	6-3-2-02 (09)2022年度法科大学院履修案内・授業概要		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-03 (09)法科大学院における自己点検及び評価に関する準則（非公表）		
	6-3-2-04 (09)東京都立大学法科大学院年次報告書（自己点検・評価報告書）		
[分析項目6－3－3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第28条	再掲
	6-3-3-01 (09)入学前の既修得単位の認定に関する申し合わせ（法学政治学専攻分）（非公表）		
	6-3-3-02 (09)入学前の既修得単位の認定に関する準則（法曹養成専攻分）（非公表）		

[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第21条, 第22条, 第24条の2, 第27条の2	再掲
	6-3-4-01 (09)東京都立大学大学院法学政治学研究科法学政治学専攻における研究指導に関する内規（非公表）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-01 (09)東京都立大学大学院法学政治学研究科法学政治学専攻における研究指導に関する内規（非公表）		再掲
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-01 (00)大学院生国際学術会議派遣支援制度実施要綱		
	6-3-4-02 (00)大学院生国際学術会議派遣支援制度実績詳細		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-03 (00)東京都立大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則		
	6-3-4-04 (00)東京都立大学における研究活動不正行為等防止計画（2021年度）		
	6-3-4-05 (00)東京都立大学における研究者の行動規範		
	6-3-4-06 (00)2021年度研究コンプライアンス研修実施計画		
	6-3-4-07 (00)2021年度研究コンプライアンス研修の実施について		
	6-3-4-08 (00)2021年度研究コンプライアンス研修受講率		
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		再掲
[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02 (09)2022年度カリキュラム・開講科目一覧（法科大学院）		再掲
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
	6-3-5-01 (09)法科大学院教育課程連携協議会に関する準則		
	6-3-5-02 (09)教育課程連携協議会開催状況		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☐ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		
	6-4-1-01 (09)2022年度東京都立大学法科大学院学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		再掲
	6-4-1-01 (09)2022年度東京都立大学法科大学院学年暦		再掲
	・シラバス		
	6-3-1-01 (09)2022年度シラバス（法学政治学研究科）		再掲
	6-3-2-01 (09)2022年度授業概要・履修案内（法学政治学専攻）		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (09)2022年度シラバス（法学政治学研究科）（CSV）		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-1-01 (09)2022年度シラバス（法学政治学研究科）		再掲
	6-3-2-01 (09)2022年度授業概要・履修案内（法学政治学専攻）		再掲
	6-3-2-02 (09)2022年度法科大学院履修案内・授業概要		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	・CAP制に関する規定		
	6-4-5-01 (09)法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則（非公表）	第8条	
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (09)エクスターンシップの単位取得者数（法曹養成専攻）（非公表）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生ハンドブック2021	p. 11	
	6-5-4-02 (00)留学生向けチューター利用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00)留学生向け日本語授業シラバス（前期）		
	6-5-4-04 (00)留学生向け日本語授業時間割（前期）		
	6-5-4-05 (00)留学生向け日本語授業内容キーワード		
	6-5-4-06 (00)交換留学生向け英語授業科目リスト		
	6-5-4-07 (00)交換留学生向け英語授業シラバス		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-08 (00)障がいのある人への支援について		
	6-5-4-09 (00)障がい者支援スタッフ活動		
	6-5-4-10 (00)学生支援スタッフ募集チラシ		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		

	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-11 (00)学生支援スタッフの状況について		
	6-5-4-12 (00)一時保育施設の利用状況について		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (09)法学政治学研究科法学政治学専攻における成績評価基準（非公表）		
	6-6-1-02 (09)法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則（非公表）		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-2-02 (09)2022年度法科大学院履修案内・授業概要	p. 12	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (09)大学院成績分布表（法学政治学研究科）（非公表）		
	6-6-3-02 (09)2021年度成績分布データ（法科大学院）（非公表）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (09)法学政治学研究科法学政治学専攻における成績評価分布の確認に関する申し合わせ（非公表）		
	6-6-3-04 (09)成績評価分布の確認（法学政治学研究科教授会次第）（非公表）		
	6-6-3-05 (09)2021年度第11回FD会議議事録（法曹養成専攻）（非公表）		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	6-6-4-01 (09)法学政治学研究科法学政治学専攻授業科目成績問い合わせに関する申し合わせ（非公表）		
	6-6-4-02 (09)法科大学院における成績評価に対する不服申立てに関する準則（非公表）		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02 (02)2021年度専門教育科目成績問合せ件数（法学部・法学政治学研究科）（非公表）		
	・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-02 (00)成績評価資料の保存について（非公表）		
	6-6-4-03 (00)2022年度授業担当者のための手引（非公表）	p. 34	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-6-4] 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料については、2023年度履修案内への記載に向けて準備中である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第30条, 第31条, 第34条	再掲
	1-3-2-01 東京都立大学法科大学院規則	第21条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第8条5(1), 第33条, 第35条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第11条, 第19条～第21条	
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第7条～第18条	再掲
	6-1-1-01 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（法律学分野）		再掲
	6-1-1-02 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（政治学分野）		再掲
	6-7-2-01 (09)論文博士審査基準（法学政治学専攻分）（非公表）		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第33条, 第35条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第19条～第20条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-1-1-01 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（法律学分野）		再掲
	6-1-1-02 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（政治学分野）		再掲
	6-1-1-03 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（法曹養成専攻）		再掲
	6-7-3-01 (09)入学ガイダンス資料（法学政治学専攻分）（非公表）		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (09)2021年度9月、2月、3月法学政治学研究科教授会議事要録（抜粋）（非公表）		
	6-7-4-02 (09)修了判定関係資料（教授会資料）（非公表）		

	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第7条～第18条	再掲
	6-1-1-01 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（法律学分野）		再掲
	6-1-1-02 (09)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（政治学分野）		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第13条～第19条	再掲
【分析項目 6－7－5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	6-7-4-03 (09)修士論文（博士論文）審査委員の推薦（非公表）		
	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式 6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式 6－8－1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (02)法学会雑誌第61巻第1号（2020年7月）（奥付）		
	6-8-1-02 (02)法学会雑誌第61巻第2号（2021年1月）（奥付）		
	6-8-1-03 (02)法学会雑誌第62巻第1号（2021年7月）（奥付）		
[分析項目 6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式 6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (09)卒業後の状況調査票 博士前期課程（法学政治学研究科）		
	6-8-2-02 (09)卒業後の状況調査票 博士後期課程（法学政治学研究科）		
	6-8-2-03 (09)卒業後の状況調査票 専門職（法学政治学研究科）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目 6－8－3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目 6－8－4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2017年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-02 (00)2018年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
	6-8-4-03 (00)2019年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-04 (00)2020年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
[分析項目 6－8－5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)卒業生・修了生の学習成果等に関する企業等へのアンケート調査報告書（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

 : 「該当なし」

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (10)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経営学プログラム）		
	6-1-1-02 (10)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経済学プログラム）		
	6-1-1-03 (10)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（ファイナンスプログラム）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－2－1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-1-1-01 (10)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (経営学プログラム)		再掲
	6-1-1-02 (10)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (経済学プログラム)		再掲
	6-1-1-03 (10)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (ファイナンスプログラム)		再掲
[分析項目6－2－2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (10)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (経営学プログラム)		再掲
	6-1-1-02 (10)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (経済学プログラム)		再掲
	6-1-1-03 (10)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (ファイナンスプログラム)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01 (10)2022年度東京都立大学大学院経営学研究科大学院修了までの手引き		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-1-1-01 (10)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経営学プログラム）		再掲
	6-1-1-02 (10)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経済学プログラム）		再掲
	6-1-1-03 (10)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（ファイナンスプログラム）		再掲
	6-3-1-01 (10)2022年度東京都立大学大学院経営学研究科大学院修了までの手引き		再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (10)2022年度シラバス（経営学研究科）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第28条	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、問合せ等）		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第21条, 第22条, 第24条の2, 第27条の2	再掲
	6-3-4-01 (10)東京都立大学経営学研究科要綱	第3条	
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-1-01 (10)2022年度東京都立大学大学院経営学研究科大学院修了までの手引き	p. 3～9, p. 14～15	再掲
	6-3-4-01 (10)東京都立大学経営学研究科要綱	第6条	再掲
	6-3-4-02 (10)経営学研究科博士後期課程論文執筆状況報告		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-01 (00)大学院生国際学術会議派遣支援制度実施要綱		
	6-3-4-02 (00)大学院生国際学術会議派遣支援制度実績詳細		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-1-01 (10)2022年度東京都立大学大学院経営学研究科大学院修了までの手引き	p. 18	再掲
	6-3-4-03 (00)東京都立大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則		
	6-3-4-04 (00)東京都立大学における研究活動不正行為等防止計画 (2021年度)		
	6-3-4-05 (00)東京都立大学における研究者の行動規範		
	6-3-4-06 (00)2021年度研究コンプライアンス研修実施計画		
	6-3-4-07 (00)2021年度研究コンプライアンス研修の実施について		
	6-3-4-08 (00)2021年度研究コンプライアンス研修受講率		
	・T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		再掲
[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		
	6-4-1-01 (10)2022年度丸の内サテライトキャンパス学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		再掲
	6-4-1-01 (10)2022年度丸の内サテライトキャンパス学年暦		再掲
	・シラバス 6-3-2-01 (10)2022年度シラバス（経営学研究科）		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (10)2022年度シラバス（経営学研究科）（CSV）		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス 6-3-2-01 (10)2022年度シラバス（経営学研究科）		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	6-4-1-01 (10)2022年度丸の内サテライトキャンパス学年暦		再掲
	6-4-6-01 (10)2022年度経営学研究科博士前期課程時間割		
	6-4-6-02 (10)2022年度経営学研究科博士後期課程及び博士前期課程（B2科目）時間割		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
	6-4-1-01 (10)2022年度丸の内サテライトキャンパス学年暦		再掲
	6-4-6-01 (10)2022年度経営学研究科博士前期課程時間割		再掲
	6-4-6-02 (10)2022年度経営学研究科博士後期課程及び博士前期課程（B2科目）時間割		再掲

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生ハンドブック2021	p. 11	
	6-5-4-02 (00)留学生向けチューター利用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00)留学生向け日本語授業シラバス（前期）		
	6-5-4-04 (00)留学生向け日本語授業時間割（前期）		
	6-5-4-05 (00)留学生向け日本語授業内容キーワード		
	6-5-4-06 (00)交換留学生向け英語授業科目リスト		
	6-5-4-07 (00)交換留学生向け英語授業シラバス		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-08 (00)障がいのある人への支援について		
	6-5-4-09 (00)障がい者支援スタッフ活動		
	6-5-4-10 (00)学生支援スタッフ募集チラシ		

	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-11 (00)学生支援スタッフの状況について		
	6-5-4-12 (00)一時保育施設の利用状況について		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 6－6－1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (10)経営学研究科成績の評価に関する教授会申し合わせ（非公表）		
[分析項目 6－6－2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-1-01 (10)経営学研究科成績の評価に関する教授会申し合わせ（非公表）		再掲
[分析項目 6－6－3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (10)大学院成績分布表（経営学研究科）（非公表）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (03)成績評価分布の確認（経営学研究科・経済経営学部教授会議事録）（非公表）		
	・ GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料		
[分析項目 6－6－4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (03)経済経営学部・経営学研究科成績問合せ制度に関する教授会申し合わせ（非公表）		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02 (03)2021年度専門教育科目成績問合せ件数（経済経営学部・経営学研究科）		
	・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-02 (00)成績評価資料の保存について（非公表）		
	6-6-4-03 (00)2022年度授業担当者のための手引（非公表）	p. 34	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第30条, 第31条	再掲
	6-3-4-01 (10)東京都立大学経営学研究科要綱	第4条, 第8条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第8条5(1), 第33条, 第35条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第11条, 第19条～第21条	
	6-3-4-01 (10)東京都立大学経営学研究科要綱	第4条, 第8条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第7条～第18条	再掲
	6-3-4-01 (10)東京都立大学経営学研究科要綱	第4条, 第8条	再掲
	6-1-1-01 (10)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経営学プログラム）		再掲
	6-1-1-02 (10)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経済学プログラム）		再掲
	6-1-1-03 (10)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（ファイナンスプログラム）		再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第33条, 第35条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第19条～第20条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-1-1-01 (10)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経営学プログラム）		再掲
	6-1-1-02 (10)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経済学プログラム）		再掲
	6-1-1-03 (10)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（ファイナンスプログラム）		再掲
	6-3-1-01 (10)2022年度東京都立大学大学院経営学研究科大学院修了までの手引き	p. 2～3, p. 13	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (10)2021年度3月修了博士前期課程学位論文審査及び最終試験の成績判定について（非公表）		

	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第7条～第18条	再掲
	6-3-4-01 (10)東京都立大学経営学研究科要綱	第4条, 第8条	再掲
	6-1-1-01 (10)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経営学プログラム）		再掲
	6-1-1-02 (10)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（経済学プログラム）		再掲
	6-1-1-03 (10)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（ファイナンスプログラム）		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第13条～第19条	再掲
	6-3-4-01 (10)東京都立大学経営学研究科要綱	第4条, 第8条	再掲
【分析項目6-7-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること		・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (10)卒業後の状況調査票 博士前期課程（経営学研究科）		
	6-8-2-02 (10)卒業後の状況調査票 博士後期課程（経営学研究科）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-01 (00)未来を拓く首都大学東京ゆかりの女性研究者たち		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2017年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-02 (00)2018年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
	6-8-4-03 (00)2019年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-04 (00)2020年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)卒業生・修了生の学習成果等に関する企業等へのアンケート調査報告書（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

 : 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（数理科学専攻）		
	6-1-1-02 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（物理学専攻）		
	6-1-1-03 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（化学専攻）		
	6-1-1-04 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（生命科学専攻）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－2－1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-1-1-01 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（数理科学専攻）		再掲
	6-1-1-02 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（物理学専攻）		再掲
	6-1-1-03 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（化学専攻）		再掲
	6-1-1-04 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（生命科学専攻）		再掲
[分析項目6－2－2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（数理科学専攻）		再掲
	6-1-1-02 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（物理学専攻）		再掲
	6-1-1-03 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（化学専攻）		再掲
	6-1-1-04 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（生命科学専攻）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01 (11)2022年度大学院履修案内・授業概要（理学研究科）		
	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-1-1-01 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（数理学専攻）		再掲
	6-1-1-02 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（物理学専攻）		再掲
	6-1-1-03 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（化学専攻）		再掲
	6-1-1-04 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（生命科学専攻）		再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-1-01 (11)2022年度大学院履修案内・授業概要（理学研究科）		再掲
	・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第28条	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第21条, 第22条, 第24条の2, 第27条の2	再掲
	6-3-4-01 (11)副指導教員制度について（生命科学専攻）		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-02 (11)研究計画報告書（M1）（生命科学専攻）		
	6-3-4-03 (11)研究報告書（M2）（生命科学専攻）		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-01 (00)大学院生国際学術会議派遣支援制度実施要綱		
	6-3-4-02 (00)大学院生国際学術会議派遣支援制度実績詳細		

	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-09 (00)東京都立大学連携大学院教育に関する規程		
	6-3-4-10 (00)令和3年度連携大学院協定に基づく研究指導実績		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-03 (00)東京都立大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則		
	6-3-4-04 (00)東京都立大学における研究活動不正行為等防止計画(2021年度)		
	6-3-4-05 (00)東京都立大学における研究者の行動規範		
	6-3-4-06 (00)2021年度研究コンプライアンス研修実施計画		
	6-3-4-07 (00)2021年度研究コンプライアンス研修の実施について		
	6-3-4-08 (00)2021年度研究コンプライアンス研修受講率		
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		再掲
[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		再掲
	・シラバス		
	6-3-1-01 (11)2022年度大学院履修案内・授業概要（理学研究科）		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (11)2022年度シラバス（理学研究科）（CSV）		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-1-01 (11)2022年度大学院履修案内・授業概要（理学研究科）		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	6-4-6-01 (11)夜間における授業実施状況（生命科学専攻）（シラバスから抜粋）		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
	6-4-6-01 (11)夜間における授業実施状況（生命科学専攻）（シラバスから抜粋）		再掲
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6－4－9] 生命科学専攻では夜間の授業を開講しているが、事情に応じて一部土曜に実施するなどの配慮を行っている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (11)「理系大学院生 海外研修プログラム（シンガポール・マレーシア）」募集案内		
	6-5-3-02 (11)理学研究科における「企業&アカデミック海外研修プログラム」の認定科目及び単位の取扱い等について		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生ハンドブック2021	p. 11	
	6-5-4-02 (00)留学生向けチューター利用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00)留学生向け日本語授業シラバス（前期）		
	6-5-4-04 (00)留学生向け日本語授業時間割（前期）		
	6-5-4-05 (00)留学生向け日本語授業内容キーワード		
	6-5-4-06 (00)交換留学生向け英語授業科目リスト		
	6-5-4-07 (00)交換留学生向け英語授業シラバス		

	・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (04)理学部・理学研究科障害学生に対する支援実施状況		
	6-5-4-08 (00)障がいのある人への支援について		
	6-5-4-09 (00)障がい者支援スタッフ活動		
	6-5-4-10 (00)学生支援スタッフ募集チラシ		
	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-11 (00)学生支援スタッフの状況について		
	6-5-4-12 (00)一時保育施設の利用状況について		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (11)理学研究科専門教育科目における「目標とする成績分布」について（非公表）		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-01 (11)2022年度大学院履修案内・授業概要（理学研究科）	p. 9	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (11)大学院成績分布表（理学研究科）（非公表）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (11)成績分布の確認（理学研究科教務委員会議事録）（非公表）		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (11)理学研究科専門教育科目の成績問い合わせに関する申し合わせ（非公表）		
	6-3-1-01 (11)2022年度大学院履修案内・授業概要（理学研究科）	p. 10	再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02 (04)2021年度理学部・理工学研究科成績問い合わせ実績（非公表）		
	・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-02 (00)成績評価資料の保存について（非公表）		
	6-6-4-03 (00)2022年度授業担当者のための手引（非公表）	p. 34	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第30条, 第31条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第8条5(1), 第33条, 第35条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第11条, 第19条～第21条	
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	6-7-1-01 (11)東京都立大学大学院学則及び同学位規則に関する理学研究科細則		
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第7条～第18条	再掲
	6-1-1-01 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（数理学専攻）		再掲
	6-1-1-02 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（物理学専攻）		再掲
	6-1-1-03 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（化学専攻）		再掲
	6-1-1-04 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（生命科学専攻）		再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第33条, 第35条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第19条～第20条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-1-1-01 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（数理学専攻）		再掲
	6-1-1-02 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（物理学専攻）		再掲
	6-1-1-03 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（化学専攻）		再掲
	6-1-1-04 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（生命科学専攻）		再掲
	6-3-1-01 (11)2022年度大学院履修案内・授業概要（理学研究科）	p. 8	再掲

[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (11)理学研究科教授会次第（9月修了）（非公表）		
	6-7-4-02 (11)理学研究科教授会議事要旨（9月修了）（非公表）		
	6-7-4-03 (11)博士前期課程修了判定について（9月修了）（非公表）		
	6-7-4-04 (11)博士後期課程学位論文審査及び修了判定について（9月修了）（非公表）		
	6-7-4-05 (11)理学研究科教授会次第（3月修了）（非公表）		
	6-7-4-06 (11) 理学研究科教授会議事要旨（3月修了）（非公表）		
	6-7-4-07 (11)博士前期課程修了判定について（3月修了）（非公表）		
	6-7-4-08 (11)博士後期課程学位論文審査及び修了判定について（3月修了）（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第7条～第18条	再掲
	6-1-1-01 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（数理科学専攻）		再掲
	6-1-1-02 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（物理学専攻）		再掲
	6-1-1-03 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（化学専攻）		再掲
	6-1-1-04 (11)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（生命科学専攻）		再掲
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第13条～第19条	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (04)2021年度資格取得者数（理学部・理学研究科）		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-02 (04)2021年度学生の論文採択・受賞の状況（数理科学科・数理科学専攻）		
	6-8-1-03 (04)2021年度学生の論文採択・受賞の状況（物理学科・物理学専攻）		
	6-8-1-04 (04)2021年度学生の論文採択・受賞の状況（化学科・化学専攻）		
[分析項目6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (11)卒業後の状況調査票 博士前期課程（理学研究科）		
	6-8-2-02 (11)卒業後の状況調査票 博士後期課程（理学研究科）		
	6-8-2-03 (11)卒業後の状況調査票 博士前期課程（理工学研究科）		
	6-8-2-04 (11)卒業後の状況調査票 博士後期課程（理工学研究科）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6－8－3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6－8－4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2017年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-02 (00)2018年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
	6-8-4-03 (00)2019年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-04 (00)2020年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		

【分析項目6－8－5】 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01 (00)卒業生・修了生の学習成果等に関する企業等へのアンケート調査報告書（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（地理環境学域）		
	6-1-1-02 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市基盤環境学域）		
	6-1-1-03 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（建築学域）		
	6-1-1-04 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（環境応用化学域）		
	6-1-1-05 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（観光科学域）		
	6-1-1-06 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市政策科学域）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－2－1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-1-1-01 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（地理環境学域）		再掲
	6-1-1-02 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市基盤環境学域）		再掲
	6-1-1-03 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（建築学域）		再掲
	6-1-1-04 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（環境応用化学域）		再掲
	6-1-1-05 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（観光科学域）		再掲
	6-1-1-06 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市政策科学域）		再掲
[分析項目6－2－2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（地理環境学域）		再掲
	6-1-1-02 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市基盤環境学域）		再掲
	6-1-1-03 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（建築学域）		再掲
	6-1-1-04 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（環境応用化学域）		再掲
	6-1-1-05 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（観光科学域）		再掲
	6-1-1-06 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市政策科学域）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01 (12)2022年度大学院履修案内（都市環境科学研究科）		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-1-1-01 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（地理環境学域）		再掲
	6-1-1-02 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市基盤環境学域）		再掲
	6-1-1-03 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（建築学域）		再掲
	6-1-1-04 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（環境応用化学域）		再掲
	6-1-1-05 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（観光科学域）		再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-1-1-06 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市政策科学域）		再掲
	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-1-01 (12)2022年度大学院履修案内（都市環境科学研究科）		再掲
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	・明文化された規定類		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第28条	再掲
	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第21条, 第22条, 第24条の2, 第27条の2	再掲
	6-3-4-01 (12)東京都立大学大学院都市環境科学研究科における研究指導の方法に関する内規		
	6-3-4-02 (12)観光科学教室運営規則（非公表）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-01 (12)東京都立大学大学院都市環境科学研究科における研究指導の方法に関する内規		再掲
	6-3-4-02 (12)観光科学教室運営規則（非公表）		再掲

	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-01 (00)大学院生国際学術会議派遣支援制度実施要綱		
	6-3-4-02 (00)大学院生国際学術会議派遣支援制度実績詳細		
	6-3-4-03 (12)2021年度大学院生国際学術会議派遣支援事業実績 (都市環境科学研究科)		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-09 (00)東京都立大学連携大学院教育に関する規程		
	6-3-4-10 (00)令和3年度連携大学院協定に基づく研究指導実績		
	6-3-4-04 (12)環境応用化学域 早稲田大学PEP育成プログラム・文部科学省卓越大学院プログラムへの参加		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-03 (00)東京都立大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則		
	6-3-4-04 (00)東京都立大学における研究活動不正行為等防止計画 (2021年度)		
	6-3-4-05 (00)東京都立大学における研究者の行動規範		
	6-3-4-06 (00)2021年度研究コンプライアンス研修実施計画		
	6-3-4-07 (00)2021年度研究コンプライアンス研修の実施について		
	6-3-4-08 (00)2021年度研究コンプライアンス研修受講率		
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		再掲
【分析項目 6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること		・授業科目の開設状況が確認できる資料 (コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)	
		・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－4－1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		
[分析項目6－4－2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		再掲
	・シラバス		
	6-3-1-01 (12)2022年度大学院履修案内（都市環境科学研究科）		再掲
[分析項目6－4－3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (12)2022年度シラバス（都市環境科学研究科）（CSV）		
[分析項目6－4－4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6－4－4）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-1-01 (12)2022年度大学院履修案内（都市環境科学研究科）		再掲
[分析項目6－4－5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6－4－6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	6-4-6-01 (12)観光科学域 夜間授業に関する申し合わせ		
	6-4-6-02 (12)観光科学域時間割		
[分析項目6－4－7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6－4－8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6－4－9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
	6-4-6-01 (12)観光科学域 夜間授業に関する申し合わせ		再掲
	6-4-6-02 (12)観光科学域時間割		再掲

[分析項目 6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目 6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (12)建築学域 一級建築士実務インターンシップ申請書別表（非公表）		
	6-5-3-02 (12)建築学域 インターンシップ実習評価表(2020年度)（非公表）		
	6-5-3-03 (12)環境応用化学域 2021年度インターンシップ(大学院国内)申請要領		
	6-5-3-04 (12)環境応用化学域 2021年度インターンシップ実施状況（非公表）		
	6-5-3-05 (12)環境応用化学域 2021年度海外研修プログラム募集案内およびその参加報告書		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生ハンドブック2021	p. 11	
	6-5-4-02 (00)留学生向けチューター利用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00)留学生向け日本語授業シラバス（前期）		
	6-5-4-04 (00)留学生向け日本語授業時間割（前期）		
	6-5-4-05 (00)留学生向け日本語授業内容キーワード		
	6-5-4-06 (00)交換留学生向け英語授業科目リスト		
	6-5-4-07 (00)交換留学生向け英語授業シラバス		
	6-5-4-01 (12)都市基盤環境学域 英語によるシラバス（2021年度）		

	・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-08 (00)障がいのある人への支援について		
	6-5-4-09 (00)障がい者支援スタッフ活動		
	6-5-4-10 (00)学生支援スタッフ募集チラシ		
	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-11 (00)学生支援スタッフの状況について		
	6-5-4-12 (00)一時保育施設の利用状況について		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－6－1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (12)東京都立大学都市環境科学研究科における成績評価基準に関する内規（非公表）		
[分析項目6－6－2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-01 (12)2022年度大学院履修案内（都市環境科学研究科）	p. 2, p. 3	再掲
[分析項目6－6－3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (12)大学院成績分布表（都市環境科学研究科）（非公表）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (12)成績評価分布の確認に関する資料（都市環境教務委員会議事録）（非公表）		
	・ G P A 制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6－6－4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (05)東京都立大学大学院都市環境科学研究科及び都市環境学部の成績問い合わせに関する内規（非公表）		
	6-3-1-01 (12)2022年度大学院履修案内（都市環境科学研究科）	p. 3, p. 4	再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (12)2021年度成績問合せ件数（都市環境科学研究科）		
	・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-02 (00)成績評価資料の保存について（非公表）		
	6-6-4-03 (00)2022年度授業担当者のための手引（非公表）	p. 34	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－7－1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第30条, 第31条	再掲
	6-7-1-01 (12)修了の認定基準、学位論文・修士設計に係わる評価の基準		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第8条5(1), 第33条, 第35条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第11条, 第19条～第21条	
	6-7-1-01 (12)修了の認定基準、学位論文・修士設計に係わる評価の基準		再掲
[分析項目6－7－2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第7条～第18条	再掲
	6-7-1-01 (12)修了の認定基準、学位論文・修士設計に係わる評価の基準		再掲
	6-1-1-01 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（地理環境学域）		再掲
	6-1-1-02 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市基盤環境学域）		再掲
	6-1-1-03 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（建築学域）		再掲
	6-1-1-04 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（環境応用化学域）		再掲
	6-1-1-05 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（観光科学域）		再掲
	6-1-1-06 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市政策科学域）		再掲
	6-3-4-02 (12)観光科学教室運営規則（非公表）		再掲
	6-7-2-01 (12)都市環境科学研究科における学位の審査等並びに在学期間の短縮に係る認定及び手続きについて		
	6-7-2-02 (12)都市環境科学研究科における学位の審査等並びに在学期間の短縮に係る認定及び手続きについての申し合わせ		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第33条, 第35条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第19条～第20条	再掲

東京都立大学 領域6 (12都市環境科学研究科)

[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-1-1-01 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（地理環境学域）		再掲
	6-1-1-02 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市基盤環境学域）		再掲
	6-1-1-03 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（建築学域）		再掲
	6-1-1-04 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（環境応用化学域）		再掲
	6-1-1-05 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（観光科学域）		再掲
	6-1-1-06 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市政策科学域）		再掲
	6-3-1-01 (12)2022年度大学院履修案内（都市環境科学研究科）	p. 16～19, p. 110～112, p. 181～185, p. 231～233, p. 303～306, p. 352～354	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (12)2021年度都市環境科学研究科教授会議事要録（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第7条～第18条	再掲
	6-1-1-01 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（地理環境学域）		再掲
	6-1-1-02 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市基盤環境学域）		再掲
	6-1-1-03 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（建築学域）		再掲
	6-1-1-04 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（環境応用化学域）		再掲
	6-1-1-05 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（観光科学域）		再掲
	6-1-1-06 (12)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（都市政策科学域）		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第13条～第19条	再掲
	6-7-4-01 (12)2021年度都市環境科学研究科教授会議事要録（非公表）		再掲
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-04 (05)アニュアル・レポート（環境応用化学科・環境応用化学域）	p. 41	
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (05)アニュアル・レポート（地理環境学科・地理環境学域）		
	6-8-1-02 (05)アニュアル・レポート（都市基盤環境学科・都市基盤環境学域）		
	6-8-1-03 (05)アニュアル・レポート（建築学科・建築学域）		
	6-8-1-04 (05)アニュアル・レポート（環境応用化学科・環境応用化学域）		再掲
	6-8-1-05 (05)アニュアル・レポート（観光科学科・観光科学域）		
	6-8-1-06 (05)アニュアル・レポート（都市政策科学科・都市政策科学域）		
[分析項目6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (12)卒業後の状況調査票 博士前期課程（都市環境科学研究科）		
	6-8-2-02 (12)卒業後の状況調査票 博士後期課程（都市環境科学研究科）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-01 (00)未来を拓く首都大学東京ゆかりの女性研究者たち		
[分析項目6－8－3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (12)東京都立大学大学院都市環境科学研究科及び都市環境学部の授業改善アンケート実施に関する内規		
	6-8-3-02 (12)授業改善アンケートの集計及び結果の取扱いの詳細についての細則		

[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2017年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-02 (00)2018年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
	6-8-4-03 (00)2019年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-04 (00)2020年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
	6-8-4-01 (12)土木若手交流会（都市基盤環境学域）（非公表）		
	6-8-4-02 (12)職域を知りたい懇談会（建築学域）	p. 3	
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)卒業生・修了生の学習成果等に関する企業等へのアンケート調査報告書（非公表）		
	6-8-4-01 (12)土木若手交流会（都市基盤環境学域）（非公表）		再掲
	6-8-4-02 (12)職域を知りたい懇談会（建築学域）	p. 3	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（情報科学域）		
	6-1-1-02 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（電子情報システム工学域）		
	6-1-1-03 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（機械システム工学域）		
	6-1-1-04 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（航空宇宙システム工学域）		
	6-1-1-05 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（インダストリアルアート学域）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-1-1-01 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (情報科学域)		再掲
	6-1-1-02 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (電子情報システム工学域)		再掲
	6-1-1-03 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (機械システム工学域)		再掲
	6-1-1-04 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (航空宇宙システム工学域)		再掲
	6-1-1-05 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (インダストリアルアート学域)		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (情報科学域)		再掲
	6-1-1-02 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (電子情報システム工学域)		再掲
	6-1-1-03 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (機械システム工学域)		再掲
	6-1-1-04 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (航空宇宙システム工学域)		再掲
	6-1-1-05 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー (インダストリアルアート学域)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01 (13)2022年度授業概要（システムデザイン研究科）	p. 5～10, p. 119～123, p. 157	
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-02 (13)情報科学域カリキュラムマップ・ツリー		
	6-1-1-02 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（電子情報システム工学域）		再掲
	6-1-1-03 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（機械システム工学域）		再掲
	6-1-1-04 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（航空宇宙システム工学域）		再掲
	6-1-1-05 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（インダストリアルアート学域）		再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-1-01 (13)2022年度授業概要（システムデザイン研究科）		再掲
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第28条	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等）		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第21条, 第22条, 第24条の2, 第27条の2	再掲
	6-3-4-01 (13)システムデザイン研究科履修細則	第2条	
	6-3-4-02 (13)研究指導、学位論文指導体制が確認できる資料（非公表）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-01 (00)大学院生国際学術会議派遣支援制度実施要綱		
	6-3-4-02 (00)大学院生国際学術会議派遣支援制度実績詳細		

	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-09 (00)東京都立大学連携大学院教育に関する規程		
	6-3-4-10 (00)令和3年度連携大学院協定に基づく研究指導実績		
	6-3-4-03 (13)ENRI(海上・港湾・航空技術研究所)協定書(大学名読替依頼承諾済)		
	6-3-4-04 (13)JAXA協定書(大学名読替依頼承諾済)		
	6-3-4-05 (13)NICT協定書(大学名読替依頼承諾済)		
	6-3-4-06 (13)産業技術総合研究所協定書		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-03 (00)東京都立大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則		
	6-3-4-04 (00)東京都立大学における研究活動不正行為等防止計画(2021年度)		
	6-3-4-05 (00)東京都立大学における研究者の行動規範		
	6-3-4-06 (00)2021年度研究コンプライアンス研修実施計画		
	6-3-4-07 (00)2021年度研究コンプライアンス研修の実施について		
	6-3-4-08 (00)2021年度研究コンプライアンス研修受講率		
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		再掲
【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること		・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)	
		・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-3-4】 「研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法」については、大学院前期及び後期課程の全員を対象に、学位の質を保証するために行う学期ごとの公開期末評価を本研究科独自の特長的活動として行っている。具体的には、大学院生による研究発表会を、各学域の状況にあわせて、場所の公開性、日程の公開性、評価結果の公開性(学生本人へのみ)の3点を担保して催し、研究の課題、計画、進捗の報告の確認及び評価結果の学生へのフィードバック、研究指導プロセスの複数教員による相互確認がなされている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
☒ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		再掲
	・シラバス 6-3-1-01 (13)2022年度授業概要（システムデザイン研究科）		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (13)2022年度シラバス（システムデザイン研究科）（CSV）		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-1-01 (13)2022年度授業概要（システムデザイン研究科）		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (13)インターンシップ受入承諾書（非公表）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生ハンドブック2021	p. 11	
	6-5-4-02 (00)留学生向けチューター利用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00)留学生向け日本語授業シラバス（前期）		
	6-5-4-04 (00)留学生向け日本語授業時間割（前期）		
	6-5-4-05 (00)留学生向け日本語授業内容キーワード		
	6-5-4-06 (00)交換留学生向け英語授業科目リスト		
	6-5-4-07 (00)交換留学生向け英語授業シラバス		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-08 (00)障がいのある人への支援について		
	6-5-4-09 (00)障がい者支援スタッフ活動		
	6-5-4-10 (00)学生支援スタッフ募集チラシ		
	6-5-4-01 (13)情報科学域学生のノートテーカー等支援資料		

	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-11 (00)学生支援スタッフの状況について		
	6-5-4-12 (00)一時保育施設の利用状況について		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (13) (改正案) 東京都立大学大学院システムデザイン研究科履修細則 (非公表)	第7条	
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (13)2022年度履修案内 (システムデザイン研究科)	p. 7	
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (13)大学院成績分布表 (システムデザイン研究科) (非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (13)成績分布の確認 (大学院教務委員会次第・議事録)		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (13) (案) システムデザイン研究科授業科目の成績問い合わせに関する申し合わせ (非公表)		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02 (13)2021年度システムデザイン研究科成績問合せ件数		
	・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-02 (00)成績評価資料の保存について (非公表)		
	6-6-4-03 (00)2022年度授業担当者のための手引 (非公表)	p. 34	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-6-4] 「成績に対する異議申し立て制度」については、現在、申し合わせ策定に向け、教務委員会で検討中である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第30条, 第31条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第8条5(1), 第33条, 第35条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第11条, 第19条～第21条	
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第7条～第18条	再掲
	6-3-4-01 (13)システムデザイン研究科履修細則	第10条, 第11条	再掲
	6-1-1-01 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（情報科学域）		再掲
	6-1-1-02 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（電子情報システム工学域）		再掲
	6-1-1-03 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（機械システム工学域）		再掲
	6-1-1-04 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（航空宇宙システム工学域）		再掲
	6-1-1-05 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（インダストリアルアート学域）		再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第33条, 第35条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第19条～第20条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-1-1-01 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（情報科学域）		再掲
	6-1-1-02 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（電子情報システム工学域）		再掲
	6-1-1-03 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（機械システム工学域）		再掲
	6-1-1-04 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（航空宇宙システム工学域）		再掲
	6-1-1-05 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（インダストリアルアート学域）		再掲
	6-6-2-01 (13)2022年度履修案内（システムデザイン研究科）	p. 6～7	再掲

〔分析項目6－7－4〕 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (06)3月卒業学部、博士前期課程審議（教授会議事要録）（非公表）		
	6-7-4-02 (06)9月卒業学部、博士前期・後期課程審議（教授会議事要録）（非公表）		
	6-7-4-01 (13)3月修了博士後期課程審議（教授会議事要録）（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第7条～第18条	再掲
	6-1-1-01 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（情報科学域）		再掲
	6-1-1-02 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（電子情報システム工学域）		再掲
	6-1-1-03 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（機械システム工学域）		再掲
	6-1-1-04 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（航空宇宙システム工学域）		再掲
	6-1-1-05 (13)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（インダストリアルアート学域）		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
〔分析項目6－7－5〕 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第13条～第19条	再掲
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (06)教育職員免許状・学芸員資格の取得状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	6-8-1-02 (06)システムデザイン学部・研究科受賞実績一覧		
	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (13)卒業後の状況調査票 博士前期課程（システムデザイン研究科）		
	6-8-2-02 (13)卒業後の状況調査票 博士後期課程（システムデザイン研究科）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-01 (00)未来を拓く首都大学東京ゆかりの女性研究者たち		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-2-02 (06)卒業生の活躍状況（航空宇宙システム工学科・航空宇宙システム工学域修了）		
	6-8-2-03 (13)システムデザイン研究科博士後期課程入学案内2022		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (13)2020年度システムデザイン研究科修了生アンケート結果報告書（非公表）		
	6-8-4-01 (00)2017年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-02 (00)2018年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
	6-8-4-03 (00)2019年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-04 (00)2020年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		

【分析項目6-8-5】 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01 (00)卒業生・修了生の学習成果等に関する企業等へのアンケート調査報告書（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（看護科学域）		
	6-1-1-02 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（理学療法科学域）		
	6-1-1-03 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（作業療法科学域）		
	6-1-1-04 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（放射線科学域）		
	6-1-1-05 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（フロンティアヘルスサイエンス学域）		
	6-1-1-06 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（ヘルスプロモーションサイエンス学域）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－2－1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-1-1-01 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（看護科学域）		再掲
	6-1-1-02 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（理学療法科学域）		再掲
	6-1-1-03 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（作業療法科学域）		再掲
	6-1-1-04 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（放射線科学域）		再掲
	6-1-1-05 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（フロンティアヘルスサイエンス学域）		再掲
[分析項目6－2－2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	6-1-1-06 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（ヘルスプロモーションサイエンス学域）		再掲
	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（看護科学域）		再掲
	6-1-1-02 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（理学療法科学域）		再掲
	6-1-1-03 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（作業療法科学域）		再掲
	6-1-1-04 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（放射線科学域）		再掲
	6-1-1-05 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（フロンティアヘルスサイエンス学域）		再掲
	6-1-1-06 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（ヘルスプロモーションサイエンス学域）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01 (14)2022年度履修の手引き（人間健康科学研究科）		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-1-1-01 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（看護科学域）		再掲
	6-1-1-02 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（理学療法科学域）		再掲
	6-1-1-03 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（作業療法科学域）		再掲
	6-1-1-04 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（放射線科学域）		再掲
	6-1-1-05 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（フロンティアヘルスサイエンス学域）		再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-1-1-06 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（ヘルスプロモーションサイエンス学域）		再掲
	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (14)2022年度シラバス（人間健康科学研究科）		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	・明文化された規定類		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第28条	再掲
	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第21条, 第22条, 第24条の2, 第27条の2	再掲
	6-3-4-01 (14)2021年度大学院教務事項等に関する手引き（教員用）（非公表）	p. 12～17	
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-01 (14)2021年度大学院教務事項等に関する手引き（教員用）（非公表）	p. 12～17	再掲
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-01 (00)大学院生国際学術会議派遣支援制度実施要綱		
	6-3-4-02 (00)大学院生国際学術会議派遣支援制度実績詳細		

	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料			
	6-3-1-01 (14)2022年度履修の手引き（人間健康科学研究科）	p. 105～106	再掲	
	6-3-4-02 (14)令和2年度研究拠点形成費等補助金「多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プラン」の交付内定について（非公表）			
	6-3-4-03 (14)令和2年度研究拠点形成費等補助金（先進的医療イノベーション人材養成事業）調書（非公表）			
	6-3-4-09 (00)東京都立大学連携大学院教育に関する規程			
	6-3-4-10 (00)令和3年度連携大学院協定に基づく研究指導実績			
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料			
	6-3-4-03 (00)東京都立大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則			
	6-3-4-04 (00)東京都立大学における研究活動不正行為等防止計画（2021年度）			
	6-3-4-05 (00)東京都立大学における研究者の行動規範			
	6-3-4-06 (00)2021年度研究コンプライアンス研修実施計画			
	6-3-4-07 (00)2021年度研究コンプライアンス研修の実施について			
	6-3-4-08 (00)2021年度研究コンプライアンス研修受講率			
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料			
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		再掲	
	【分析項目6－3－5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
		・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				

【改善を要する事項】

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)2022年度東京都立大学学年暦		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (14)2022年度シラバス（人間健康科学研究科）		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (14)2022年度シラバス（人間健康科学研究科）（CSV）		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (14)2022年度シラバス（人間健康科学研究科）		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	6-3-1-01 (14)2022年度履修の手引き（人間健康科学研究科）	p. 18	再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
	6-4-9-01 (14)人間健康科学研究科時間割		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		

	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6－4－11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (14)職業実践力育成プログラム（B P）の実施状況について（定期確認）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生ハンドブック2021	p. 11	
	6-5-4-02 (00)留学生向けチューター利用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00)留学生向け日本語授業シラバス（前期）		
	6-5-4-04 (00)留学生向け日本語授業時間割（前期）		
	6-5-4-05 (00)留学生向け日本語授業内容キーワード		
	6-5-4-06 (00)交換留学生向け英語授業科目リスト		
	6-5-4-07 (00)交換留学生向け英語授業シラバス		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-08 (00)障がいのある人への支援について		
	6-5-4-09 (00)障がい者支援スタッフ活動		
	6-5-4-10 (00)学生支援スタッフ募集チラシ		

	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-11 (00)学生支援スタッフの状況について		
	6-5-4-12 (00)一時保育施設の利用状況について		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-6-1-01 (14)東京都立大学人間健康科学研究科における成績評価基準に関する内規（非公表）		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-01 (14)2022年度履修の手引き（人間健康科学研究科）	p. 9	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (14)大学院成績分布表（人間健康科学研究科）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (14)2022年度第2回人間健康科学研究科教授会会議次第（非公表）		
	6-6-3-03 (14)2022年度第2回人間健康科学研究科教授会議事録（非公表）		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (14)人間健康科学研究科提供科目の成績問い合わせに関する申し合わせ（非公表）		
	6-3-1-01 (14)2022年度履修の手引き（人間健康科学研究科）	p. 9	再掲
	6-6-4-02 (14)成績問合せ制度について 大学院		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-03 (14)成績申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料データ		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-02 (00)成績評価資料の保存について（非公表）		
	6-6-4-03 (00)2022年度授業担当者のための手引（非公表）	p. 34	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第30条, 第31条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第8条5(1), 第33条, 第35条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第11条, 第19条～第21条	
	6-3-4-01 (14)2021年度大学院教務事項等に関する手引き（教員用）（非公表）	p. 48～49	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	6-7-1-01 (14)東京都立大学大学院人間健康科学研究科学位論文審査及び試験に関する要綱	第6条	
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第7条～第18条	再掲
	6-1-1-01 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（看護科学域）		再掲
	6-1-1-02 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（理学療法科学域）		再掲
	6-1-1-03 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（作業療法科学域）		再掲
	6-1-1-04 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（放射線科学域）		再掲
	6-1-1-05 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（フロンティアヘルスサイエンス学域）		再掲
	6-1-1-06 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（ヘルスプロモーションサイエンス学域）		再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第33条, 第35条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第19条～第20条	再掲
	6-3-4-01 (14)2021年度大学院教務事項等に関する手引き（教員用）（非公表）	p. 18～25, p. 52～59	再掲
	6-7-1-01 (14)東京都立大学大学院人間健康科学研究科学位論文審査及び試験に関する要綱	第3条～第5条	再掲

東京都立大学 領域6 (14人間健康科学研究科)

[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-1-1-01 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（看護科学域）		再掲
	6-1-1-02 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（理学療法科学域）		再掲
	6-1-1-03 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（作業療法科学域）		再掲
	6-1-1-04 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（放射線科学域）		再掲
	6-1-1-05 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（フロンティアヘルスサイエンス学域）		再掲
	6-1-1-06 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（ヘルスプロモーションサイエンス学域）		再掲
	6-3-1-01 (14)2022年度履修の手引き（人間健康科学研究科）	p. 5	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (14)研究科修了判定(2月定例会)教授会等議事録（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第7条～第18条	再掲
	6-7-1-01 (14)東京都立大学大学院人間健康科学研究科学位論文審査及び試験に関する要綱		再掲
	6-1-1-01 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（看護科学域）		再掲
	6-1-1-02 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（理学療法科学域）		再掲
	6-1-1-03 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（作業療法科学域）		再掲
	6-1-1-04 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（放射線科学域）		再掲
	6-1-1-05 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（フロンティアヘルスサイエンス学域）		再掲
	6-1-1-06 (14)ディプロマ・ポリシー&カリキュラム・ポリシー（ヘルスプロモーションサイエンス学域）		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	1-3-1-02 東京都立大学大学院学則	第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)東京都立大学学位規則	第13条～第19条	再掲
	6-7-4-02 (14)人間健康科学研究科修了判定資料（非公表）		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☐ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (07)2018～2021年度国家資格試験合格状況（健康福祉学部・人間健康科学研究科）		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-02 (07)論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況（健康福祉学部・人間健康科学研究科）		
[分析項目6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (14)卒業後の状況調査票 博士前期課程（人間健康科学研究科）		
	6-8-2-02 (14)卒業後の状況調査票 博士後期課程（人間健康科学研究科）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6－8－3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6－8－4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2017年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-02 (00)2018年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
	6-8-4-03 (00)2019年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査報告書（非公表）		
	6-8-4-04 (00)2020年度 卒業生・修了生に対する就業状況調査結果報告（非公表）		
[分析項目6－8－5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)卒業生・修了生の学習成果等に関する企業等へのアンケート調査報告書（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			